

受給資格決定日（求職申込日）
令和 年 月 日

支給番号
氏 名

雇用保険受給資格者のしおり

職業講習会 日 時 月 日 時 分
会 場

- 【説明内容】 ハローワークの利用案内について
求人者の閲覧・職業相談の方法など
- 【持参するもの】
1. 受給資格者のしおり
 2. ハローワーク受付票
 3. 求人票
 4. 筆記用具
 5. その他（ ）

職業講習会受講確認欄

雇用保険説明会 日 時 月 日 時 分
会 場

- 【説明内容】 失業給付の手続について
- ・DVD 放映「基本手当を受給される皆様へ」
失業給付のしくみや再就職した場合の手当など
 - ・職員による補足説明
受給資格者証の見方、提出書類の書き方、今後の日程など
- 【必ず持参するもの】
1. 受給資格者のしおり
 2. 失業認定申告書
 3. 認定スケジュール
 4. 印かん
 5. 筆記用具

- 【受給資格決定時に持参しなかったもの】
6. 写真2枚(3cm×2.4cm程度のもので、3か月以内に撮影されたもの)
 7. 本人確認、住居所及び年齢の確認できる写真付きの官公署発行の書類
*運転免許証、マイナンバーカードなど
 8. マイナンバー確認資料(通知カード 住民票(マイナンバー表示があるもの))
 9. 本人名義の預金通帳、キャッシュカード、払渡希望金融機関指定届（普通預金口座に限る）
*インターネットバンク・外資系銀行以外のもの
 10. その他（ ）

初回の認定日時 年 月 日 時 分

失業認定日に来所されないと、受給できない場合がありますのでご注意ください。
来所できない場合は必ず事前にご連絡ください。

東京労働局職業安定部
ハローワーク (公共職業安定所)

失業等給付の趣旨を正しく理解しましょう

○ はじめに

この「しおり」は、これから皆さんが受給する雇用保険の失業等給付の意味と受給に必要な手続きについてまとめたものです。

この「しおり」をよく読んで、雇用保険制度を正しく理解していただき、受給手続きに誤りのないよう十分注意をしてください。

○ 失業等給付は再就職のお手伝いをするために支給されます。

失業等給付は、失業中の生活を心配しないで、新しい仕事を探し、1日も早く再就職していただくために支給されるものです。

積極的に就職しようとする意思といつでも就職できる能力があり、現在求職活動を行っている場合に支給されます。したがって、退職された方に対して必ず支給されるものではありません。

○ 失業等給付は、積立貯金ではありません。

皆さんに支給される失業等給付は、皆さん自身が納めた保険料だけでなく他の労働者及び事業主の納めた保険料、そして税金でまかなわれています。

○ ハローワークに来所していただく日（「失業の認定日」または「職業相談日」）等に、突然、来所できない事由が生じた場合は、今後の手続きについてご説明しますので、必ずハローワークに電話で連絡をしてください。

※ ハローワークでは皆様の再就職に向けた職業相談を実施しております。職業相談には一定の時間がかかること等から、職業相談・職業紹介をご利用いただくにあたっての時間帯（夜間開庁や土曜開庁の日は除いた平日）は、9時～17時の間のご利用をお勧めさせていただきます。

○ 雇用保険制度の内容や手続き上のことで、ご不明な点があれば、どんなことでもお気軽にハローワークの職員にお尋ねください。

失業給付と老齢厚生年金との併給調整について

受給手続きのために求職の申込みをした場合、老齢厚生年金の支給が停止されます。

● 年金が支給停止

65歳未満の老齢厚生年金を受けられる方が、失業給付を受けるために求職の申込みをした場合は、失業給付の支給が終了するまでの間、老齢厚生年金の支給が停止されます。

● 老齢厚生年金が対象

失業給付との調整の対象となる年金は、60歳代前半の老齢厚生年金です（下記参照）。ただし、65歳未満で受けられる繰上げ支給の老齢基礎年金については、調整対象とはなりません。

失業給付との調整の対象となる年金

- ・ 老齢厚生年金で65歳未満の人に支給されるもの
- ・ 国家公務員共済組合法による退職共済年金で65歳未満の人に支給されるもの
- ・ 地方公務員等共済組合法による退職共済年金で65歳未満の人に支給されるもの
- ・ 私立学校教職員共済法による退職共済年金で65歳未満の人に支給されるもの
- ・ 農林漁業団体職員共済組合法による退職共済年金で65歳未満の人に支給されるもの

※ 詳細については、最寄りの年金事務所等にお問い合わせください。

目 次

失業給付のあらまし

雇用保険の豆知識（一問一答）	1
----------------	---

I．失業給付の支給について

1. 失業給付の支給を受けられる方は	3
2. 支給される金額は	4
3. 基本手当の支給を受けることができる日数は	5
4. 基本手当の支給を受けることができる期間は	7
5. 基本手当の支給がはじまるのは	9
6. 失業の認定を受けるためには	11
7. 基本手当の支払方法は	18
8. 認定日に来所しないときは	19
9. 認定日の変更ができる場合は	19
10. その他証明書により認定が受けられるのは	21

II．再就職した場合について

1. 就職したときの手続きは	22
2. 再就職手当とは	23
3. 就業促進定着手当とは	31
4. 就業手当とは	32
5. 常用就職支度手当とは	34
6. 受給中に就職して、その受給期間内に再び離職したときは	36

7. 移転費とは	39
8. 求職活動支援費とは	40

Ⅲ. 受給中に職業に就くことができなくなった場合について

1. 受給期間の延長とは	41
2. 傷病手当とは	42

Ⅳ. 不正受給について

1. 不正受給とは	43
2. 不正受給の処分は	45

Ⅴ. その他の制度、手続きについて

1. 教育訓練給付制度	46
2. 高年齢雇用継続給付とは	47
3. 公共職業訓練などを受講する場合には	47
4. 紹介拒否などによる給付制限とは	48
5. 住所、氏名を変更するときは	48
6. 受給中に本人が亡くなられたときは	48
7. 雇用保険審査制度について	49

主な手続き一覧	50
---------	----

受給資格者証（見本）	51
------------	----

失業認定申告書記載例	53
------------	----

国民健康保険料（税）の軽減について	55
-------------------	----

各種証明書	56～
-------	-----

基本手当の受給手続きの流れ

求職の申込みと受給資格の決定

離

職



失業給付を受給するためには、再就職の意思と能力が必要です。
3 ページ「失業給付の支給を受けられる方は」を参照してください。

職業講習会



ハローワークの利用案内や就職活動の方法や準備の進め方、応募書類の作成や面接のポイント等についてご説明します。

職業相談・紹介



認定日やそれ以外の日でも、お気軽に職業相談窓口をご利用ください。

採用決定



就職が決定了ら採用証明書を提出し、就職日の前日までの失業の認定を受けてください。

22 ページ「1. 就職したときの手続きは」を参照してください。

雇用保険説明会



説明会では、皆さんが受給するための手続きなど、雇用保険制度について大切なことを説明します。

よく聞いて、制度を正しく理解しましょう。

失業の認定



失業の認定日は原則として4週間に1回となっています。

11ページ「失業の認定を受けるためには」を参照してください。

再就職手当等申請



早期に安定した職業に就いたときは、再就職手当等の支給が受けられる場合があります。

詳しくは22ページ以降の「Ⅱ再就職した場合について」を参照してください。

支給終了



雇用保険の豆知識 ～一問一答～

問1 被保険者であった期間(働いていた期間)と年齢が同じであるにも関わらず、人によって支給日数が違うのはなぜですか？

答 離職した場合にどのくらいの長さの給付が行われるかは、離職した方の再就職がどの程度困難かによって決められています。これを失業給付の観点から考える場合、離職の理由に着目して「困難さ」を判断することとなり、倒産、解雇等で突然離職した方に対する給付を手厚くする一方で、予め時間的余裕を持って再就職の準備をすることができる方については、自ら再就職のための準備をすることができること等から、給付日数を圧縮することとしているためです。

問2 受給している基本手当等に税金はかかりますか？

答 基本手当や就業促進手当等の給付金には、税金はかかりません。また、高年齢雇用継続給付（47ページ参照）及び公共職業訓練等を受講した場合に支給される受講手当や通所手当（47ページ参照）にも税金はかかりません。

問3 アルバイトでも雇用保険に加入できますか？

答 パートタイマー、アルバイト、派遣就業等の場合であっても、次のいずれにもあてはまる場合には、雇用保険に加入しなければなりません。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上あること。
- ② 31日以上雇用されることが見込まれること。
(短期契約でも更新により31日以上雇用される見込みを含む)
- ③ 労働条件が雇用契約書、雇用通知書等に明確に定められていること。

問 4 失業の認定日に急病等のためハローワークに来所できない場合は、どうしたらよいでしょうか？

答 まず、ハローワークに電話で連絡をとって、職員の指示を受けてください。

その際は、来所できない理由を明確に述べ、対応した職員の名前を必ず確認してください。

(19ページ「9. 認定日の変更ができる場合は」参照)

問 5 基本手当を受給中にアルバイトをした場合はどうしたらいいのですか？

答 受給中にアルバイトなど「就労」をおこなった場合は、収入の有無にかかわらず、失業の認定日に「失業認定申告書」にその事実を記載のうえ申告してください。

なお、就業手当（32ページ参照）の支給要件に該当する場合は、申請していただくこととなります。

問 6 基本手当を1日も受給せずに就職した場合はどうなりますか？

答 受給の手続きをした後、基本手当などを1日も受給せずに就職した場合は、離職する前の雇用保険の加入期間が、次の就職後の雇用保険の加入期間に通算されます。

ただし、就業促進手当（22ページ以降参照）等を受給した場合や、再就職までの期間が1年を超える場合は通算されません。

問 7 基本手当日額は、変わることがありますか？

答 基本手当日額は、労働者の平均給与額の変動状況に応じて毎年8月1日に見直しが行われ、8月1日以後の支給分について変更されることがあります。変更になった場合、新しい基本手当日額が受給資格者証の裏面に印字されますので、ご確認ください。

I 失業給付の支給について

1. 失業給付の支給を受けられる方は

1. 雇用保険の失業給付の支給を受けるためには、「失業」の状態にある必要があります。

ここにいう失業とは、「積極的に就職しようとする気持ち」と「いつでも就職できる能力（環境・健康状態）」があり、「積極的に就職活動を行っているにもかかわらず、職業に就くことができない状態」にあることをいいます。

2. したがって、次のような状態であるときは、失業給付を受けることはできません。
 - (1) 病気やけがのため、すぐには就職できないとき。（労災保険の休業補償または健康保険の傷病手当金などの支給を受けている場合も含まれます。）
 - (2) 妊娠・出産・育児のため、すぐには就職できないとき。
 - (3) 定年などで退職して、しばらく休養しようと思っているとき。
 - (4) 結婚などにより家事に専念し、すぐに就職することができないとき。
 - (5) 自営をはじめたとき。（自営活動（準備開始含む）に専念する場合を含みます。収入の有無を問いません。）
例）事務所等の賃貸借契約、資材関係の発注、委託契約等の締結、官公庁への許認可手続等をされた場合。
 - (6) 新しい仕事に就いたとき。（パートタイマー、アルバイト、派遣就業、見習・試用期間、研修期間を含み、収入の有無を問いません。）（週あたりの労働時間が20時間未満の場合を除く。）
 - (7) 会社・団体の役員に就任したとき。また、現在役員に就任している場合。（事業活動及び収入がない場合は窓口でご相談ください。）
 - (8) 学業に専念する場合。（昼間の学校に通っており、すぐに就職できない場合）
 - (9) 就職することがほとんど困難な職業や労働条件（賃金・勤務時間等）にこだわり続けるとき。

(10) 雇用保険の被保険者とならないような短時間就労のみを希望するとき。

(11) 親族の看護等ですぐには就職できないとき。

なお、病気、けが、妊娠、出産、育児、看護などの理由によりすぐに職業に就くことができないときは、「受給期間」を延長することができます。(41ページ「1. 受給期間の延長とは」参照)

※ご不明な点は事前に必ずハローワークへご相談ください。

2. 支給される金額は

1. 雇用保険で受給できる1日あたりの金額を「基本手当日額」といいます。

この「基本手当日額」は、原則として離職した日の直前6か月に毎月決まって支払われた賃金の合計を180で割って算出した金額(これを「賃金日額」といいます。)の、およそ5～8割(60～64歳については4.5～8割)となっており、賃金の低い方ほど高い率となっています。

また、「基本手当日額」は、雇用保険法第18条の規定により、前年度の毎月勤労統計における平均給与額の変動比率に応じて、毎年8月1日以降変更されることがあります。

なお、離職の日における年齢に応じて上限額が設定されます。

年齢区分	賃金日額上限額	基本手当日額上限額
～29歳	13,520円	6,760円
30～44歳	15,020円	7,510円
45～59歳	16,530円	8,265円
60～64歳	15,770円	7,096円

(下限額)

年齢区分	賃金日額下限額	基本手当日額下限額
全年齢共通	2,577円	2,061円

3. 基本手当の支給を受けることができる日数は

「基本手当」の支給を受けることができる最大限の日数は、離職の日における「算定基礎期間」などに応じて右表のとおり定められ、これを「所定給付日数」といいます。

ただし、倒産、解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた方（特定受給資格者）については右表2のとおり離職の日における「年齢」や「算定基礎期間」により、「所定給付日数」が決定されます。

また、特定受給資格者以外の方であって期間の定めのある労働契約が更新されなかった場合（特定理由離職者）については、所定給付日数が特定受給資格者と同様になる場合があります。（ただし、受給資格決定にかかる離職の日が平成21年3月31日から令和4年3月31日までの間にある方に限ります。）。

なお、雇用保険被保険者番号（雇用保険被保険者証）を二つ以上持っている方は、所定給付日数が多くなる場合もありますので、お申し出ください。

(注1) 「算定基礎期間」とは、雇用保険被保険者として雇用された期間であって、次に掲げる期間を除きます。

・雇用保険の資格を喪失してから再び雇用保険に加入するまでの期間が1年を超える場合はそれ以前の期間*・失業等給付の受給を受けたことがある場合については、受給資格決定に係る離職の日以前の期間
・雇用継続交流採用職員であった期間
・育児休業給付金の支給を受けた期間

*平成18年9月19日以前に雇用継続交流採用職員となるため、被保険者資格を喪失した場合を含みます。

(注2) 雇用保険の加入手続きは、これまで2年を限度に遡って行うことが可能でしたが、平成22年10月1日から、雇用保険料が給与から天引きされていたことが明らかである場合に限り、2年を超えて遡って雇用保険の加入手続きができるようになりました。

詳細は、ハローワークの窓口にてご相談ください。

1. 定年・自己都合・懲戒解雇・契約期間満了等により離職した方

算定基礎期間 離職時等の年齢		10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
		全年齢共通	90日	120日
算定基礎期間 離職時等の年齢		1年未満	1年以上	
		障害者等の 就職困難者	45歳未満	300日
45歳以上 65歳未満	150日		360日	

2. 倒産や解雇、雇止め等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた方

算定基礎期間 離職時等の年齢		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
		30歳未満	90日	90日	120日	180日
30歳以上35歳未満	90日		120日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満			150日		240日	270日
45歳以上60歳未満	180日		240日	270日	330日	
60歳以上65歳未満	150日		180日	210日	240日	
障害者等 の就職困難者	45歳未満	150日	300日			
	45歳以上 65歳未満		360日			

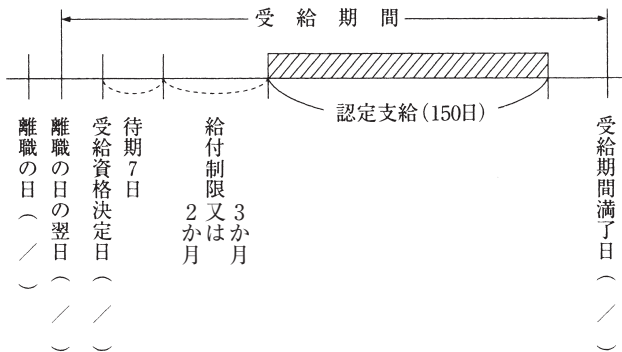
4. 基本手当の支給を受けることができる期間は

1. 「基本手当」を受けることができる期間は、離職の日の翌日から1年間となっています。

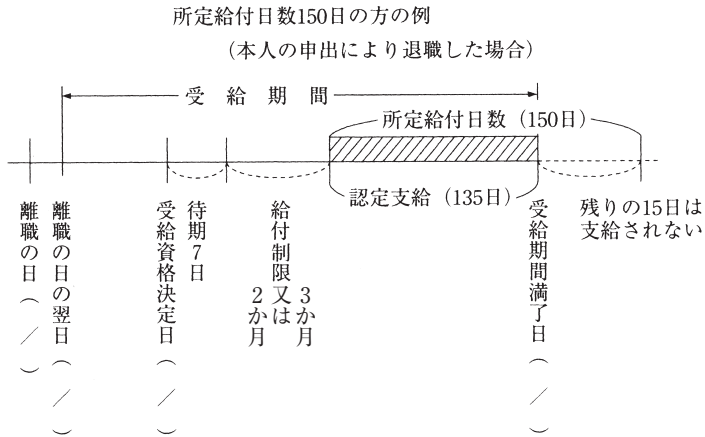
ただし、所定給付日数が330日の方は、離職の日の翌日から1年間+30日、所定給付日数が360日の方は、離職の日の翌日から1年間+60日になります。

これを「支給期間」といい、「基本手当」はこの期間内に「所定給付日数」の範囲内で支給されます。

所定給付日数150日の方の例
(本人の申出により退職した場合)



2. したがってこの「受給期間」が過ぎると、たとえ「所定給付日数」が残っていても、「基本手当」は支給されません。



(注) 1. 所定給付日数が300日あるいは360日の方が、2か月又は3か月の「給付制限」を受ける場合には、離職の日の翌日から1年間(所定給付日数が360日の方は1年+60日)に「21日+2か月又は3か月+所定給付日数-1年(所定給付日数が360日の方は1年+60日)」の期間を加えた期間が「受給期間」となります。

2. 病気やけがなどにより、すぐに職業に就くことができないときは、「受給期間」が延長される場合があります。

(41ページ参照)

3. 再就職手当の支給を受けた方が、受給期間内に再離職したときは、「受給期間」が延長される場合があります。

(37ページ参照)

5. 基本手当の支給がはじまるのは

1. 「基本手当」は、離職後はじめてハローワークに来所し離職票の提出と求職の申込みを行った日（「受給資格決定日」といいます。）から、「失業」の状態にあった日が通算して7日に達しない間は支給されません。

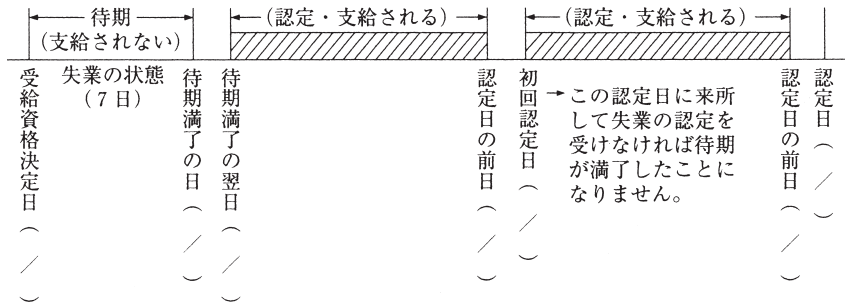
これを「待期」といいます。

したがって、この「待期」が満了した日の翌日からが支給の対象日となり、「失業の認定」を受けた日について「基本手当」が支給されることになります。

待期とは…

失業給付により所得補償の必要がある失業状態か否かを確認するためと、失業給付の濫用を防止するために、受給資格者が失業給付を受けるための要件とされているものです。

図1 〈給付制限のない場合〉

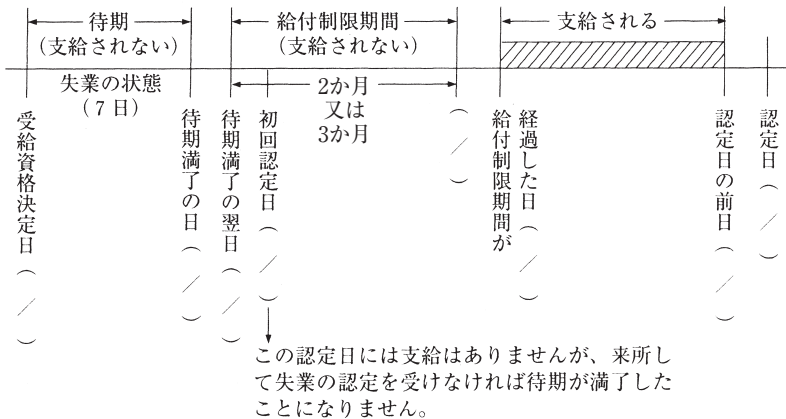


2. ただし、次の理由により離職した場合には、「待期」に加えてさらに2か月又は3か月を経過した日からでなければ支給の対象とはなりません。

これを「給付制限」といいます。

- (1) 本人の申出により退職したとき。(自己都合)
- (2) 自分の責任による重大な理由により解雇されたとき。(懲戒解雇)

図2 〈給付制限がある場合〉



給付制限とは…

雇用保険の失業給付は、会社の倒産など、本人の意思に反して「失業」した方に対し、生活の保障と再就職の援助を行うことを基本としています。しかし、自分の意思により離職した場合であっても、再就職できない状態が長期に及んだ場合には、生活の保障が必要な状態と考えられます。

そこで、一定の給付制限期間を設け、この期間が経過した後も引き続き失業している場合には、その時点から支給の対象とするというものです。

また、給付制限中には、安定所の指定する日に必ず職業相談を受けていただくことになります。

3. なお、早期に再就職した場合には、給付制限中であっても、一定の要件のもとに「就業手当」または、「再就職手当」が支給されます。

詳しくは23ページ以降をご覧ください。

6. 失業の認定を受けるためには

1. 失業の認定とは

「基本手当」の支給を受けるためには、あなた自身が管轄のハローワークに来所して「失業」の状態にあるかどうかの確認（「失業の認定」）を受けなければなりません。

2. 認定日とは

ハローワークでは「失業の認定を行う日（この日を「認定日」といいます。）」とその時間を指定します。

「認定日」は、原則として4週間に1回となっています。

一失業の認定日の見方一

① 右の受給資格者証の認定日欄には**3型-木**と記載されています。

② 「3型」は認定日の週型を表しており、この週型は右のカレンダーのように1～4があります。

「木」は曜日を表します。

③ したがって、**週型3、曜日**が「木」となり、右のカレンダーの網かけの交差している日が認定日となります。

2. 氏名 トウキョウ ハナコ			
4. 性別 女	5. 離職年齢 29	6. 生年月日 3- X80901	7. 求職番号 01234173
8. 住所又は居所			
支払方法(記号(口座)番号—金融機関名—支店名)			
11. 離職年月日 290331		12. 離職理由 22	
14. 離職時賃金月額 66YY		15. 給付制限	
17. 認定日 3型-木		18. 受給期間満了年月日 300331	

週型	週	日	月	火	水	木	金	土
4	4	1	2	3	④
	1	⑤	6	7	8	9	10	⑪
	2	⑫	13	14	15	16	17	⑱
	3	⑲	20	21	22	23	24	⑳
	4	㉒	27	28	㉔	30
5	4	1	②
	1	③	④	⑤	⑥	7	8	⑨
	2	⑩	11	12	13	14	15	⑯
	3	⑰	18	19	20	21	22	㉓
	4	㉕	25	26	27	28	29	⑳
1	㉟	

なお、認定日が祝日、年末年始などにあたる場合は、認定日を他の日に指定しますので、ご注意ください。

3. 認定日の手続き

認定日には、失業の認定を受ける期間について、失業の状態であったかどうかを記載した「失業認定申告書」を提出することによって、失業の認定を受けます。

また、認定日当日には、職業相談窓口で職業相談を受けていただく必要があります。

◇ 認定日に必要なもの

- ① 受給資格者証 ② 失業認定申告書 ③ 印かん

「失業認定窓口への呼び出し方法について」

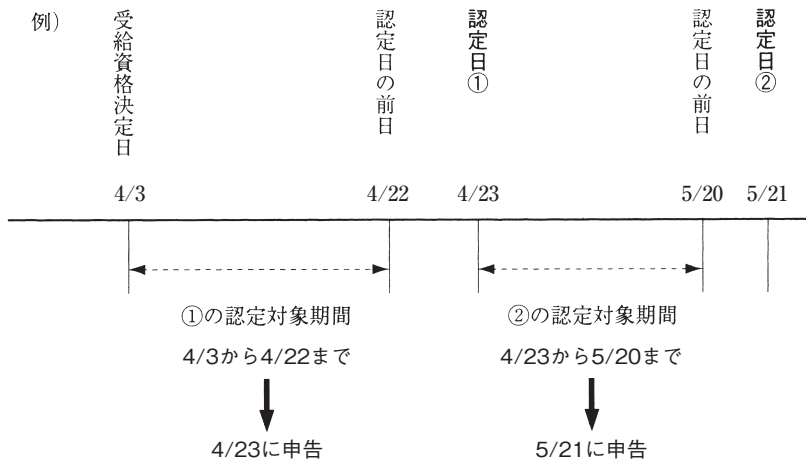
失業認定窓口へお呼びする際に、他の方への書類等の誤交付防止のために、フルネームでの呼び出しを行っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、諸般の事情からフルネームでの呼び出しを希望されない方は、事前にハローワーク職員までご相談ください。

4. 失業の認定を受ける期間

失業の認定を受ける期間（「認定対象期間」）は、「前回の認定日」から「今回の認定日の前日」までの、原則として28日間です。

☆ 最初の認定日（初回認定日）の認定対象期間は、「受給資格決定日」から「今回の認定日の前日」までになります。



5. 申告する内容

(1) 認定対象期間中に働いた日があるか

パートタイマー、アルバイト、派遣就業、見習・試用期間、研修期間、臨時雇用、日々雇用など、名称を問わず申告が必要です。収入が無くても申告してください。

また、雇用された場合だけでなく、請負、委任により労務を提供した場合、事業を開始（準備を含む）した場合、役員・理事などへの就任やボランティア活動を行った場合なども申告が必要です。

※「失業認定申告書」には、「就職・就労」と「内職・手伝い」に分けて申告します。

就職・就労とは…

原則として1日の労働時間が4時間以上のもの。

⇒ 失業認定申告書のカレンダーに○印をつけてください。

内職・手伝いとは…

原則として1日の労働時間が4時間未満のもの。

⇒ 失業認定申告書のカレンダーに×印をつけてください。

また、収入があった場合は、収入を得た日・金額・何日分の収入かを申告してください。

※ 日をまたいで働いた場合の申告方法については、ハローワークにお問い合わせください。

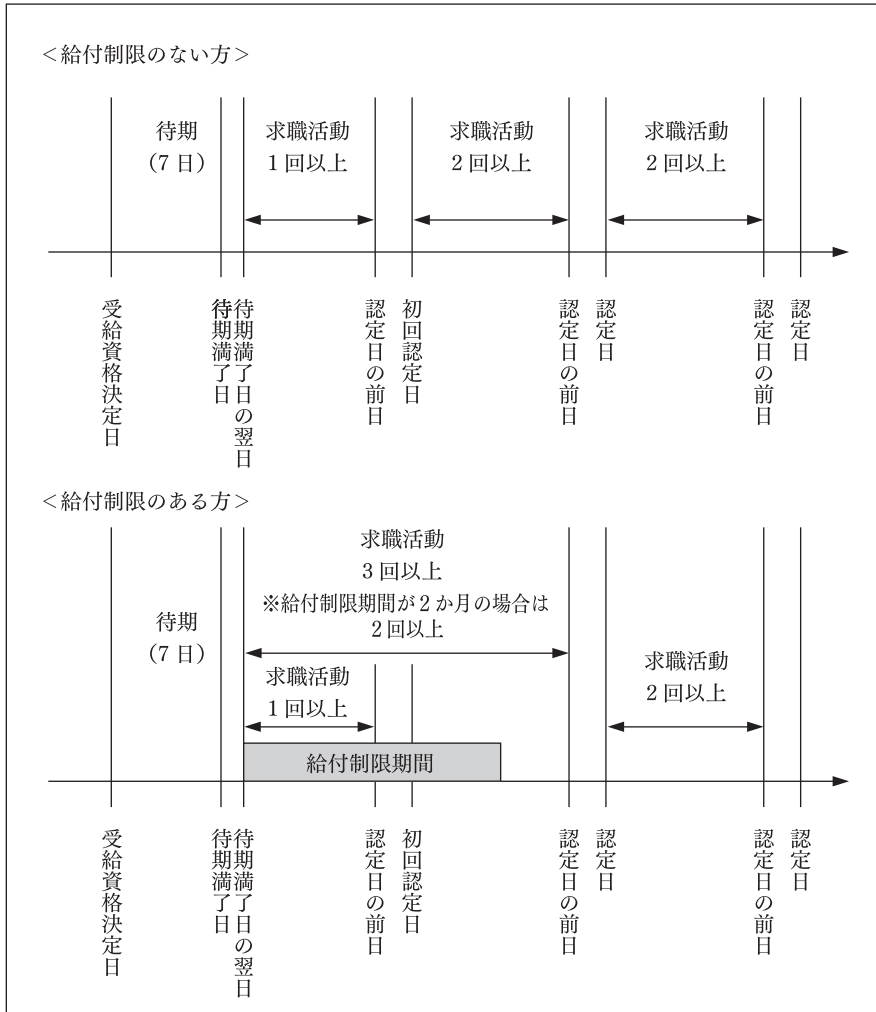
(2) 認定対象期間中に求職活動を行ったか

失業の認定を受けるには、認定対象期間に、原則として2回以上の「求職活動実績」が必要です。

ただし、以下のいずれかの場合は、認定対象期間に1回以上あれば認定されます。

- ・雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難である方（障害者等）
- ・基本手当の支給に係る最初の認定日における認定対象期間である場合
- ・認定対象期間の日数が13日以内である場合
- ・巡回職業相談所における失業の認定及び市町村の取り次ぎによる失業の認定を行う場合

◇ 失業の認定に必要な求職活動の回数



* どのような活動が求職活動実績に該当するかについては、次ページの「失業の認定における求職活動実績となるもの」を参照してください。

◎ 失業の認定における求職活動実績となるもの

(1) 求人への応募（応募書類の送付、面接、オンライン自主応募）

※ただし、書類選考、筆記試験、採用面接等が1つの求人に係る一連の選考過程である場合には、そのいずれまでを受けたかにかかわらず、1回の応募として取り扱います。

(2) ハローワークが実施するもの

（ワークプラザなどを含みます。）

求職申込み、職業相談、職業紹介（オンライン紹介）等

（その他、職業講習会、求職活動支援セミナー、グループワーク、求人説明会、職場見学会、管理選考会、Uターンフェア、再就職支援プログラムにおける個々の就職支援なども該当します。）

(3) 許可・届出のある民間事業者等（民間職業紹介事業者、労働者派遣事業者、地方公共団体）が実施するもの

求職申込み、職業相談、職業紹介、求職活動方法等を指導するセミナー

(4) 公的機関等（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方公共団体、求人情報提供会社、新聞社）が実施するもの

- ① 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行うキャリア・コンサルティングでの相談
- ② 職業相談
- ③ 個別相談ができる企業説明会
- ④ 地域雇用開発促進法に基づき都道府県が策定する地域求職活動援助計画に盛り込まれた地域就職援助団体等（事業主団体等）が国の委託を受けて行う、職業講習、企業合同説明会へのハローワークの助言指導による参加
- ⑤ 離職前の事業主が、再就職援助として行う職業相談、職業紹介

(5) 再就職に資する各種国家試験、検定等の資格試験を受験

一連の活動だが、2回以上の求職活動実績とみなす場合

- (1) 職業相談に引き続き職業紹介を受けた場合
- (2) 職業相談に引き続き求職活動支援セミナーを受けた場合
- (3) 求職申込みに引き続き職業相談を受けた場合
- (4) 企業説明会等において複数の事業所と個別に面談を行った場合

〈ご注意ください！！〉

☆ 以下の場合は求職活動実績になりません。

- ① 単なるハローワーク、新聞、インターネット等で求人情報閲覧
- ② 単なる知人への紹介依頼
- ③ インターネット等による民間職業紹介事業者、労働者派遣事業者、地方公共団体の行う無料職業紹介事業への単なる登録

⇒ ただし、登録に際して希望条件面等について話し合う場合、具体的な派遣先や求人の提示があり、それに答える場合など、民間職業紹介事業者、労働者派遣事業者、地方公共団体の行う無料職業紹介事業との間でやりとりがあれば求職活動実績になります。

☆ 求職活動実績がないと基本手当の支給がされません。

認定対象期間中に求職活動実績がない場合や回数が不足する場合は、失業の認定がされず、その期間の基本手当は支給されません。

☆ 求職活動の実績については、利用した機関への問い合わせ等により事実確認を行うことがあり、事実と異なる場合は不正受給となります。

ハローワークで職業相談等を受ける場合は、認定日以外の日でも必ず雇用保険受給資格者証をご持参下さい。

6. 基本手当が支給される日数

失業認定申告書に記載された内容に基づいて、支給する基本手当の日数・金額が決定されます。

(1) 「就職・就労」の申告をした場合

就職や自営業を開始（準備に専念し、就職活動を行わない場合を含む。）した場合

⇒その日以後基本手当の支給はありません。

就労をした場合

⇒その日の分について基本手当の支給はありません。※1

ただし、

①就業手当に該当する場合→就業手当が支給されます。

②就業手当に該当しない場合→後へ持ち越しになります。

（受給期間を過ぎた場合は持ち越しされません。）

※1 「雇用保険の加入資格を満たしている場合」や、「契約期間が7日以上の雇用契約等で、週の所定労働時間が20時間以上、かつ、週の就労日が4日以上の場合」は、継続した就労であるとみなされ、就労していない日に対しても基本手当の支給はありません。

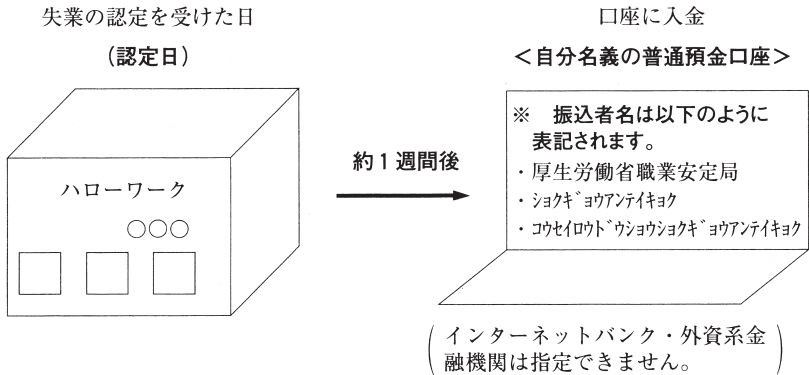
※再就職された場合は22ページ以降を参照してください。

(2) 「内職・手伝い」の申告をした場合

内職・手伝いをした場合、収入があった直後の認定日に申告が必要となりますが、収入の額によって、内職・手伝いをした日数分の基本手当が減額される場合があります。

*申告の内容にしたがって給付金の金額が決定されるため、事実を偽って申告すると「不正受給」となりますので、十分注意してください。

7. 基本手当の支払方法は



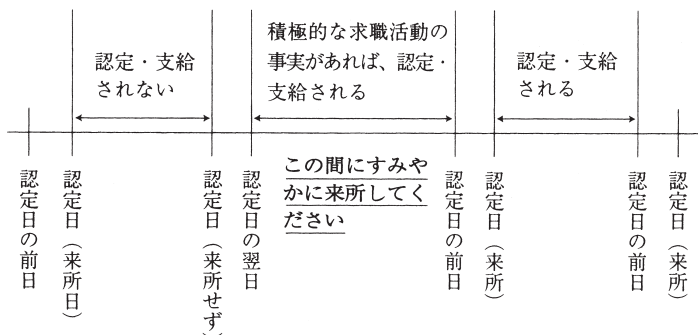
- ☆ 祝日や年末年始など金融機関の休日がある場合には、その日数分だけ入金が遅れます。
- ☆ 以下の場合には前もってハローワークへ届け出てください。
 - ・婚姻などにより、氏名を変更する場合
 - ・口座を解約する場合
 - ・金融機関の合併、支店の統廃合がある場合

※ 届出が遅れたり、自分名義でない口座の場合、雇用保険受給資格者証の氏名と口座名義のフリガナが一致しない場合、また、支店の統廃合があっても届出しない場合は、通帳がそのまま使えても振込みできません。

8. 認定日に来所しないときは

1. 指定された「認定日」に来所しないと、その「認定日」の前日までの4週間について、「失業の認定」を受けることができないため、「基本手当」の支給はありません。
2. さらに、次の認定日*の前日までに来所し、「職業相談」・「職業紹介」を受けるなど、「積極的な求職活動の事実」がなければ、その間についても「失業の認定」を受けることはできません。

※ 給付制限のある方が初回の認定日に来所しなかった場合、「次の認定日」とは初回の認定日の4週間後の日となります。詳しくはハローワークにお問い合わせください。



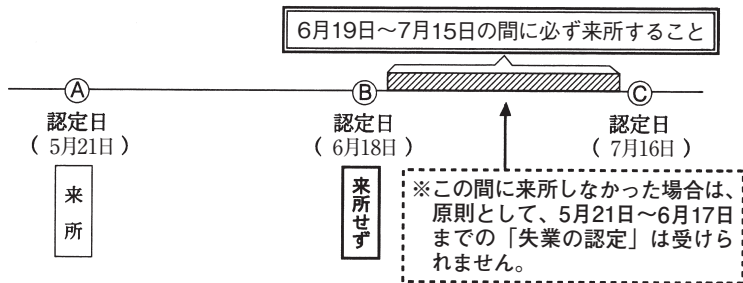
3. なお、就職した場合など、認定日に来所できない事情がある場合の取扱いについては、次ページを参照してください。

9. 認定日の変更ができる場合は

1. 「失業の認定」は、「基本手当」の支給を受けるうえで最も重要な手続きなので、ハローワークの指定した「認定日」を変更できるのは、次に掲げるような場合です。
 - (1) 就職したとき。(認定日当日のみ働くような、ごく短期間のものを含む。)
 - (2) 就職のために採用試験、面接、その他資格試験を受けなければならないとき。

- (3) 本人の病気、けが、結婚、その他親族の看護、親族が危篤状態にあるかまたは死亡したとき。
2. このような理由により「認定日」に来所できないときは、**事前に申し出て、ハローワークの指示を受けてください。**
- なお、突然の病気などのため事前に申し出ができないときは、当日電話により連絡し、ハローワークの指示を受けてください。(対応した職員の名前を必ず確認しておいてください。)
3. ただし、この場合は、採用証明書、面接証明書、医師の診断書(56ページにある傷病証明書でも可能)など、その事実がわかる証明書が必要となります。

＜例＞ 6月18日の認定日(B)に来所しなかった場合



来所しなかった認定日②の次の認定日③の前日までに必ず来所して失業の認定を受けてください。

なお、来所できなかった認定日の次の認定日の前日までに来所されないときは、その間の「失業の認定」は受けられませんので十分注意してください。

※ 上記のように認定日の変更ができる場合は、極めて条件が限られていますので必ず確認をとってください。

認定日に来所できない事情がある場合には、手続きについて説明しますので、まずはハローワークへご連絡ください。

10. その他証明書により認定が受けられるのは

ハローワークが指定した「認定日」に来所できなかった場合、その理由が次の(1)から(3)であるときは、理由を証明した証明書によって「失業の認定」を受けることができます。(「証明認定」)

(1) 引き続いて**14日以内**の病気またはけがをしたとき。

(傷病証明書)

(2) ハローワークの紹介に応じて求人者に面接したとき。

(面接証明書)

(3) 天災その他避けることのできない理由によって、来所できなかったとき。

(各種証明書)

* 各種証明書の様式は56ページ以降にあります。

◇ 来所する日

来所できない理由がやんだ後の最初の認定日

◇ 認定される期間

「前回認定日」から「来所した認定日」の前日まで

II 再就職した場合について

1. 就職したときの手続きは

1. 就職（パートタイマー、アルバイト、派遣就業、試用期間、研修期間等も含まれます。）したとき、または事業を開始（準備期間も含まれます。3ページ参照）したときは、速やかにハローワークに連絡してください。

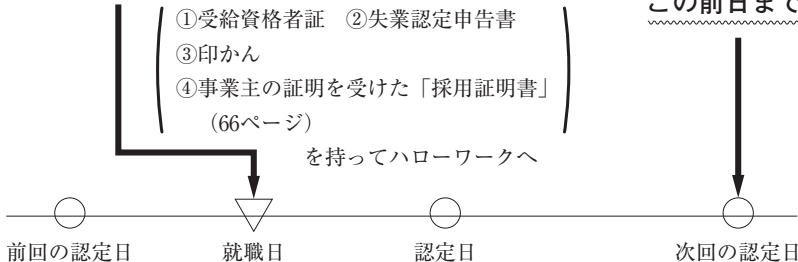
(1) 就職日（事業開始準備に専念する場合を含む）の前日までの失業の認定を受ける

原則就職日の前日に、それが不可能な場合は「就職日以降に指定されている認定日」の「次の認定日」の前日までに、あなた自身がハローワークに来所してください。

（ただし、再就職手当・常用就職支度手当の申請をされる場合には、就職日の翌日から1か月以内に、ハローワークでお渡しする支給申請書に、事業主から証明を受け、提出して頂く必要がありますのでご注意ください。）

原則、この前日に

不可能な場合はこの前日までに



※ 再就職手当・常用就職支度手当の申請は、**就職日の翌日から1か月以内です！**

(2) 就業促進手当の申請をする

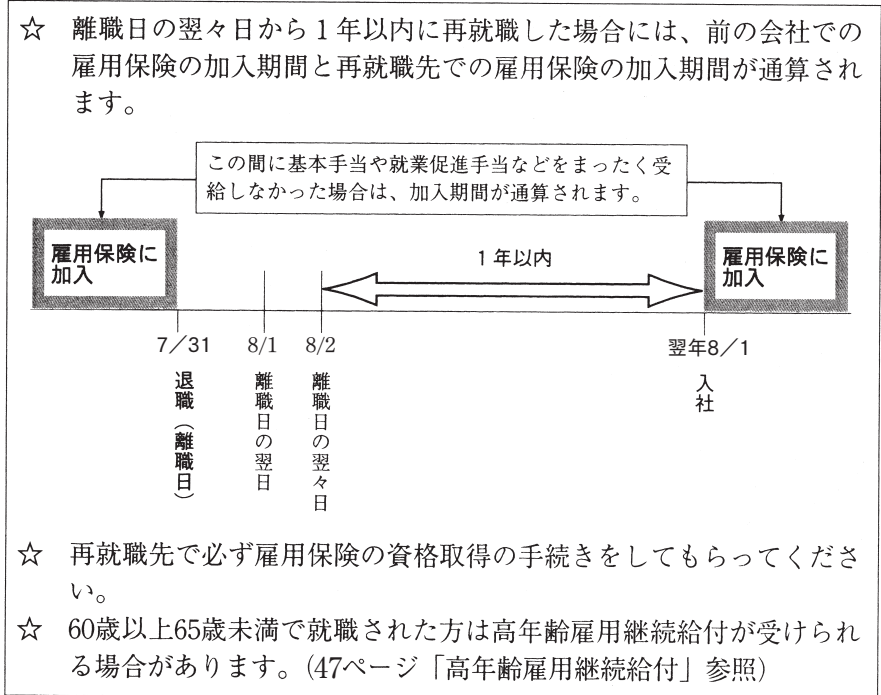
就職したときの手当として、「就業手当」「再就職手当」「常用就職支度手当」があります。

☆ それぞれの手当には一定の支給要件があり、申請期限までに必要書類を提出していただく必要があります。

詳しくはそれぞれの項目をご覧ください。

2. 就職した事業所において、雇用保険の手続きをとる必要があるため、「雇用保険被保険者証」を速やかに就職先に提出してください。

◇ 基本手当や就業促進手当などをまったく受給せずに再就職した場合



2. 再就職手当とは

「就職した場合」又は「事業を開始した場合」

であって、一定の要件を満たした場合に支給されます。

- ※ ここでいう「就職」とは、労働者として雇用されることをいいます。
- ※ 個人事業主として開業するなど、25ページ以降「事業を開始した場合」の要件を満たせば、再就職手当が支給される場合があります。

1. 就職した場合の支給要件

次の8つの要件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 就職日の前日までの失業の認定を受けたうえで、支給残日数*が、所定給付日数の3分の1以上であること。(27ページ表参照)

※ 支給残日数＝所定給付日数－すでに受給した日数
ただし、就職日から受給期間満了日までの日数が限度です。
(給付制限中に就職した場合は、給付制限が終わった日の翌日から受給期間満了日までの日数。(8ページ図参照))

- (2) 1年を超えて引き続き雇用されると認められること。

☆ 再就職手当の支給対象とならない例

- ① 1年以下の雇用期間で、雇用契約の更新が見込まれない場合
例) 6か月契約の派遣社員で、更新予定がない場合など
- ② 紹介予定派遣で派遣されている場合やトライアル雇用で雇用されている場合
- ③ 1年以下の雇用期間で、雇用契約の更新にあたって一定の目標達成が条件付けられている場合
例) 生命保険会社の外務員や損害保険会社の代理店研修生など

- (3) 採用の内定が「受給資格決定日」以後であること。

- (4) 「待期」が経過した後、職業に就いたこと。

- (5) 離職理由により「給付制限」を受けた場合

⇒「待期」満了後の1か月間は、ハローワーク等または許可・届出のある職業紹介事業者*の紹介により職業に就いたこと。

※ 職業紹介事業者には厚生労働大臣が付与した許可番号があります。

《ご注意ください!!》

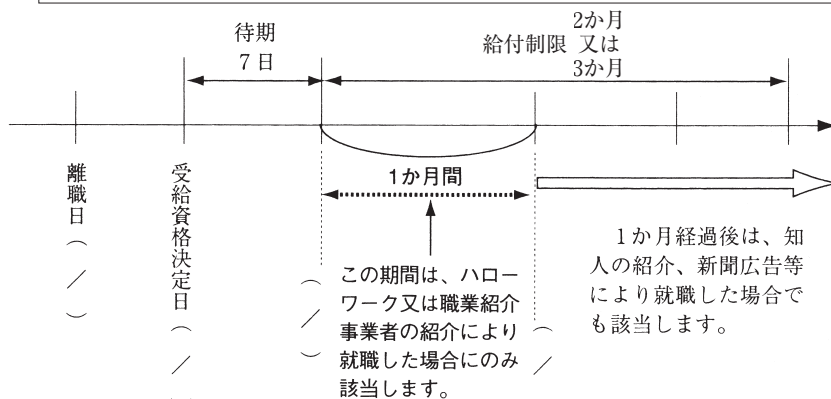
◎ハローワークの紹介とは、「紹介状」の交付を受け、応募した場合があります。(※オンライン自主応募は、ハローワークの紹介に該当しません。)

求人検索パソコン等を見て、直接会社に応募した場合は、ハローワークの紹介にはなりません。

◎職業紹介事業者が運営する求人情報提供サイト等を見て直接会社に

募した場合は、職業紹介事業者の紹介にはなりません。

◎職業紹介事業者の紹介による就職とは、紹介された会社に直接雇用される場合をいいます。「派遣社員」とは違うことに注意してください。



- (6) 離職前の事業主または関連事業主に雇用されたものでないこと。
(* 関連事業主とは、資本、資金、人事、取引等の状況からみて 離職前の事業主と密接な関係にある事業主をいいます。)
- (7) 過去3年以内の就職について、「再就職手当」、「常用就職支度手当」の支給を受けていないこと。
- (8) 雇用保険の被保険者資格を取得していること。(雇用保険に加入する労働条件で働いていること。ただし、マルチ高年齢被保険者となる場合を除く。)

2. 事業を開始した場合の支給要件

次の5つの要件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 事業を開始した日(事業開始の準備に専念する場合はその日以降の準備期間を含みます。)の前日までの失業の認定を受けたうえで、支給残日数*が、所定給付日数の3分の1以上であること。

(27ページ表参照)

※ 支給残日数＝所定給付日数－すでに受給した日数

ただし、事業を開始した日から受給期間満了日までの日数が限度です。

(給付制限中に事業を開始した場合は、給付制限が終わった日の翌日から受給期間満了日までの日数。)

(2) 事業の開始により自立することができるものと認められるものであること。

☆ 具体的には、次のイまたはロのいずれかに該当する場合をいいます。

イ 受給期間内に雇用保険の適用事業主になること。

(おおむね1年以下の期間を定めて行う事業の場合は除く。)

※ 雇用保険の被保険者となる従業員を1人以上雇った場合には雇用保険の適用事業主となり、事業所の所在地を管轄するハローワークに届出が必要です。なお、支給審査中に被保険者が離職し、被保険者が存在しない場合は、要件に該当しないこととなります。

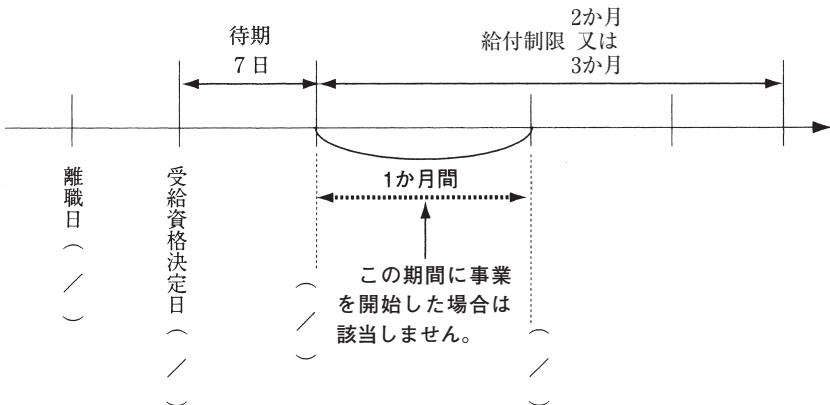
ロ イ以外で、法人登記簿謄本（個人事業の場合は、開業届の写し）、営業許可証等により事業の開始、事業内容及び事業所の実在が確認でき、かつ1年を超えて事業を安定的に継続して行うことができると認められること。

※ 事業内容によって異なりますので、詳細は窓口でお問い合わせください。

(3) 「待期」が経過した後、事業を開始したこと。

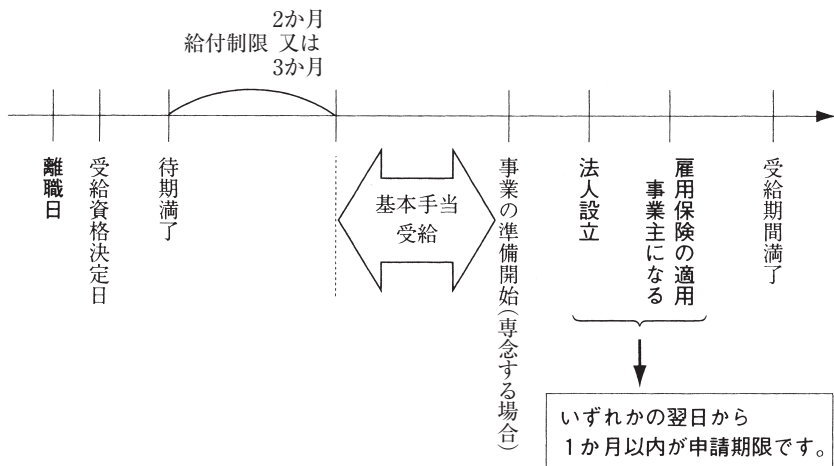
(4) 離職理由により「給付制限」を受けた場合

⇒最初の1か月が経過した後、事業を開始したこと。



(5) 過去3年以内の就職について、「再就職手当」、「常用就職支度手当」の支給を受けていないこと。

◇事業を開始した場合の例



3. 支給される金額は

再就職手当は、就職日の前日までの失業の認定を受けたうえで残っている日数（支給残日数）により以下のとおりとなります。

所定給付日数	支給残日数 2/3以上	支給残日数 1/3以上	再就職手当の額
90日	60日以上	30日以上	支給残日数× 60% (支給残日数1/3以上の場合) 又は 70% (支給残日数2/3以上の場合) × <u>基本手当日額</u> * (1円未満切り捨て。) ※ 基本手当日額の上限… 6,120円 (60歳から64歳までの方は 4,950円)
120日	80日以上	40日以上	
150日	100日以上	50日以上	
180日	120日以上	60日以上	
210日	140日以上	70日以上	
240日	160日以上	80日以上	
270日	180日以上	90日以上	
300日	200日以上	100日以上	
330日	220日以上	110日以上	
360日	240日以上	120日以上	

※ 基本手当の日額は、毎年8月1日以降に変更されることがあります。(4ページ参照)

☆ 支給残日数は、受給資格者証の裏面で確認してください。

認定日に失業の認定を受け、基本手当を受給すると、受給資格者証の裏面に処理内容が印字されます。

行数	処理月日	認定(支給)期間	日数	種類	支給金額	残日数	備考
1		待期満了 待期満了日		290409			
2		290410-0422	13	基本手当	¥60,385	77	
3							
4							

この日数が認定日に基本手当を受給したうえで残っている日数です。

4. 支給申請の方法

就職日または、事業開始日*の翌日から1か月以内に「受給資格者証」と「再就職手当支給申請書」をハローワークに提出します。

※ 事業開始日とは、次のイまたはロのいずれかに該当する場合をいいます。

イ 雇用保険事業所設置届における「事業所設置年月日」
(適用事業主になった日)

ロ 法人登記簿謄本の「法人登記日」、または所得税法により税務署に対して提出する開業届書にある「開業年月日」

5. 支給決定について

支給決定の時点で支給要件を満たさなかった場合には、支給されません。

なお、支給が決定した場合、口座に入金されるまで約1週間かかります。

支給・不支給の決定は、文書で通知します。

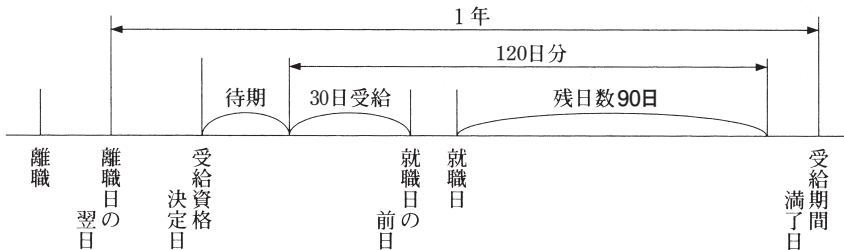
※ 同一の就職で、「再就職手当」と「高年齢再就職給付金」の両方を受給することはできません。

高年齢再就職給付金の支給要件にも該当する場合は、「再就職手当」と「高年齢再就職給付金」のどちらを受給するか選択していただくことになります。(47ページ「高年齢雇用継続給付」参照)

再就職手当は早期に再就職するほど金額がUPします！！

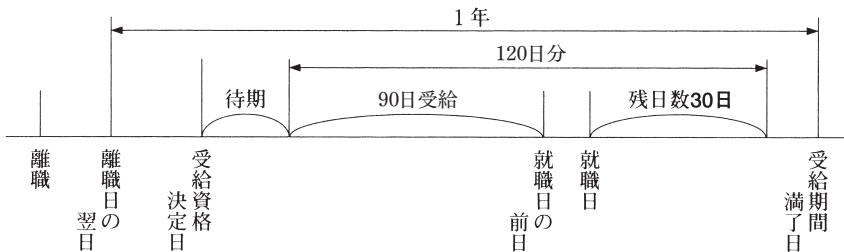
〈例えば所定給付日数が120日で基本手当日額が4,645円の方の場合…〉

【例1】 支給開始から、約1か月後に就職すると…



○ 再就職手当は $90日 \times 70\% \times 4,645円 = 292,635円$

【例3】 支給開始から、約3か月後に就職すると…



○ 再就職手当は残日数が30日しかないため支給されない

再就職手当は、就職日の前日までの失業の認定を受け、基本手当を受給し

(例) 9月13日の認定日に基本手当を受給したうえで、残日数が108日
 $108日(前回の認定日における支給残日数) - 18日(前回の認定日(9/13))$
 再就職手当 = $90日 \times 70\% \times$

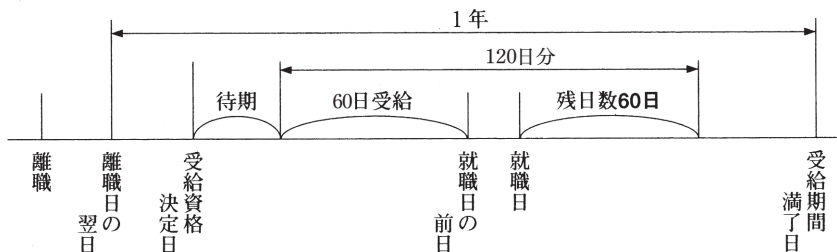
・あなたが受給できる金額は…

支給残日数

× { 60% (支給残日数 1/3 以上の場合) 又は 70% (支給残日数 2/3 以上の場合) }

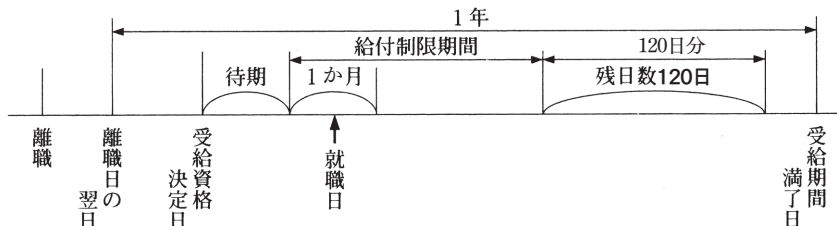
就職日の前日まで受給したうえで残っている日数

【例2】 支給開始から、約 2 か月後に就職すると…



○ 再就職手当は $60日 \times 60\% \times 4,645円 = 167,220円$

【例4】 給付制限期間の最初の1か月の間に安定所又は職業紹介事業者の紹介により就職すると…



○ 再就職手当は $120日 \times 70\% \times 4,645円 = 390,180円$

※ 給付制限期間の最初の1か月経過後は就職経路を問いません。

たうえで残っている日数から支給額が決定します。

あり、10月1日から就職した場合。(基本手当日額4,645円)

から、就職日前日(9/30)までの失業の認定を受けた日数) = 90日

基本手当日額

基本手当日額

再就職手当

× =

基本手当日額が6,120円を超える場合は6,120円

(60歳～64歳までの方は4,950円)

3. 就業促進定着手当とは

早期に再就職をして再就職手当の支給を受けた人が、引き続きその再就職先に雇用保険の被保険者として6か月以上雇用され、かつ再就職先で6か月の間に支払われた賃金が雇用保険の給付を受ける直前の賃金に比べて低下している場合、**就業促進定着手当**の支給を受けることが出来ます。

1. 支給要件

- (1) 再就職手当の支給を受けていること。
- (2) 再就職手当の支給を受けた再就職の日から、同じ事業主に雇用保険の被保険者として引き続き6か月以上雇用されていること。
※事業主の都合による出向等であっても、6か月経過前に再就職手当の支給に係る再就職先にて、雇用保険の被保険者資格が喪失された場合には、この手当の支給は受けられません。
※事業を開始されたことで再就職手当が支給された場合は、この手当の支給は受けられません。
- (3) 再就職手当の支給を受けた再就職の日から6か月間に支払われた賃金額の1日分の額(A)が離職前の賃金日額(B)を下回ること。
※AがBの上限(4ページ参照)を超える場合には、この手当の支給は受けられません。

2. 支給される金額は

支給額 = (B - A) × 再就職の日から6か月間内における賃金の支払いの基礎となった日数
(月給制の場合は暦日数、日給制や時給制の場合は労働の日数)

ただし、次のとおり上限額があります。

上限額: 基本手当日額(※1) × 基本手当の支給残日数に相当する日数(※2) × 支給割合(※3)

- ※1 基本手当日額の上限・・・6,120円
60歳から64歳までの方・・・4,950円
- ※2 再就職手当の給付を受ける前の支給残日数です。
- ※3 再就職手当の支給割合が70%であった方は30%、60%であった方は40%

- 60歳未満の時点で離職、離職時の賃金が月給制30万円、基本手当は5,687円だった方が、所定給付日数90日を全て残して1日も受給せず、4月1日から再就職をして再就職手当を受給。
再就職後6か月間の賃金は月給制27万円になった場合。
- 離職前の賃金日額は10,000円(B)、再就職後6か月間の賃金の1日分の額は9,000円(A)です。
- 賃金支払い基礎日数は、月給制なので暦日数(4月1日から9月30日までの183日)です。
- 就業促進定着手当の金額を計算式により一通り計算すると
(10,000円 - 9,000円) × 183日 = 183,000円 となります。
- この場合の上限額は次のとおりなので、153,549円が支給されます。
5,687円 × 90日 × 30% = 153,549円

3. 支給申請の方法

再就職手当の支給を受けた就職の日から6か月経過した日の翌日から2か月以内に「受給資格者証」と「就業促進定着手当支給申請書」と、出勤簿の写し、賃金台帳の写し等、引き続き雇用されていること、賃金が低下したことを確認できる客観的資料を再就職手当の支給申請を行ったハローワークに提出します。提出は郵送でも差し支えありません。

4. 支給決定について

支給申請書を提出した後、支給・不支給の決定をするために一定の調査期間（約2週間）を要します。支給が決定した場合、口座に入金されるまでさらに約1週間かかります。

支給・不支給の決定は、文書で通知します。

4. 就業手当とは

1年以内の短期的な職業に就いて、5つの支給要件をすべて満たしたときに支給されます。（雇用契約のほか、業務委託や請負も支給対象になります。）

☆ 再就職手当と就業手当の関係

再就職手当…1年を超える安定した職業に就いたと認められる場合
就業手当…1年以内の短期的な職業に就いた場合

例1) 期間の定めのない正社員→再就職手当
6か月の契約社員（更新なし）、日々雇用→就業手当

例2) 会社設立（長期的な事業）→再就職手当
1年の業務委託契約→就業手当

1. 支給要件

(1) 就労した日の前日までの失業の認定を受けただけで、支給残日数※が、所定給付日数の3分の1以上、かつ、45日以上であること。

（下表参照）

※ 支給残日数 = 所定給付日数 - すでに受給した日数

ただし、就職日から受給期間満了日までの日数が限度です。

（給付制限中に就職した場合は、給付制限が終わった日の翌日から受給期間満了日までの日数。（8ページ図参照））

所定給付日数	支給残日数	就業手当の額
90日	45日以上	基本手当日額*×30% (1円未満の端数は切り捨て。)
120日		
150日	50日以上	※基本手当日額の上限…6,120円 (60歳から64歳までの方は4,950円)
180日	60日以上	
210日	70日以上	
240日	80日以上	※基本手当の日額は、毎年8月1日以降に変更されることがあります。(4ページ参照)
270日	90日以上	
300日	100日以上	
330日	110日以上	
360日	120日以上	

- (2) 採用の内定が「受給資格決定日」以後であること。
- (3) 「待期」が経過した後職業に就いたこと。
- (4) 離職理由により「給付制限」を受けた場合 (25ページ図参照)
 ⇒「待期」満了後の1か月間は、ハローワークの紹介または厚生労働大臣が許可した職業紹介事業者の紹介により職業に就いたこと。
 (※オンライン自主応募は、ハローワークの紹介に該当しません。)
- (5) 離職前の事業主または関連事業主に雇用されたものでないこと。
 (* 関連事業主とは、資本、資金、人事、取引等の状況からみて
 離職前の事業主と密接な関係にある事業主をいいます。)

☆ 業務委託や請負の場合は、上記 (1) から (3) と、

(4) 「離職理由により「給付制限」を受けた場合は、
 「待期」満了後の1か月間を経過した後に開始した
 こと」(26ページ図参照)

の4つの支給要件を満たした場合に支給されます。

2. 支給される日数

原則として、就労した日の分について支給されます。

☆ ただし、以下のいずれかにあたる場合は、継続した就労であるとみなされ、就労していない日に対しても基本手当ではなく、就業手当が支給されます。

- ① 雇用保険の加入資格を満たしている場合
 (実際には加入手続きをしていない場合も含まれます)
- ② ①以外で、契約期間が7日以上、かつ、週の所定労働時間が20時間以上、かつ、週の就労日が4日以上の場合

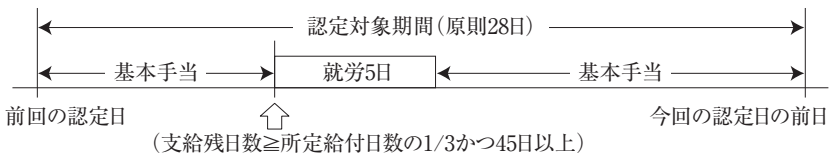
なお、この就業手当が支給された日については、基本手当の支給を受けたものとみなされます。

例) 今回の認定日の「認定対象期間」に5日就労し、就業手当の支給要件に該当する場合。(基本手当日額4,645円)

就業手当 4,645円×30%×5日=6,965円

※ また、就労していない日について失業の認定を行った場合、基本手当が同時に支給されます。

基本手当 23日 (28日－5日) ×4,645円=106,835円



☆ 就業手当として支給された5日は基本手当が支給されたとみなされ、残日数から差し引かれます。

3. 支給申請の方法

原則として認定日に来所して「受給資格者証」「就業手当支給申請書」と、給与明細書等の就労したことが確認できる客観的資料を提出します。

☆ 就労期間が比較的長期にわたる場合には、認定日のつど、代理人または郵送で申請できる場合があります。この場合は「就業手当支給申請書」に就職(就労)した事実等についての事業主の証明が必要です。また、代理人による申請の場合は委任状が必要です。

4. 支給決定について

認定日において支給申請書を提出した後、支給・不支給が決定されます。

5. 常用就職支度手当とは

受給期間内に、次の「1. 支給要件」のすべてを満たして就職したときに支給されます。

1. 支給要件

(1) 障害者等の就職が困難な方、45歳以上の「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に基づく再就職援助

計画等の対象者（離職前の事業主から、求職活動支援書等が交付されている方）等。

- (2) 就職日の前日までの失業の認定を受けたうえで、支給残日数が所定給付日数の3分の1未満であること。
- (3) ハローワークの紹介または厚生労働大臣が許可した職業紹介事業者の紹介により職業に就いたこと。（※オンライン自主応募は、ハローワークの紹介に該当しません。）
- (4) 「待期」が経過した後、職業に就いたこと。
また、給付制限のある方は、給付制限が経過した後、職業に就いたこと。
- (5) 1年以上引き続き雇用されると認められること。
- (6) 雇用保険に加入する労働条件で働いていること。ただし、マルチ高年齢被保険者となる場合を除く。
- (7) 「再就職手当」の支給を受けることができないこと。
- (8) 離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと。
- (9) 過去3年以内の就職について、「再就職手当」、「常用就職支度手当」の支給を受けていないこと。

2. 支給される金額

支給残日数	常用就職支度手当の額
90日以上	90日分×40%×基本手当日額※
45日以上90日未満	残日数×40%×基本手当日額※
45日未満	45日分×40%×基本手当日額※

※ 基本手当日額の上限…6,120円（60歳から64歳までの方は、4,950円）

※ 基本手当の日額は、毎年8月1日以降に変更されることがあります。（4ページ参照）

☆ 所定給付日数270日以上の方は、実際の支給残日数にかかわらず、支給残日数90日以上の場合と同額になります。

3. 支給申請の方法

就職した日の翌日から1か月以内に、「受給資格者証」と「常用就職支度手当支給申請書」をハローワークに提出します。

4. 支給決定について

支給申請書を提出した後、支給・不支給の決定をするために一定の調査期間（約1か月）を要します。支給決定の時点で離職されているか、または、支給要件（34ページ参照）を満たさなかった場合には、支給されません。

なお、支給が決定した場合、口座に入金されるまでさらに約1週間かかります。

支給・不支給の決定は、調査期間経過後、文書で通知します。

6. 受給中に就職して、 その受給期間内に再び離職したときは

1. 新たな受給資格を得た場合

就職した事業所で被保険者となって働き、新たに受給資格を得た場合は、以前の受給資格はなくなり、新たな受給資格で受給します。

※ 定年・自己都合・懲戒解雇等により離職した方は、その離職日以前2年間に被保険者期間が12か月以上必要です。

※ 倒産・解雇・雇止め等により離職した方は、上記要件を満たさない場合でも、その離職日以前1年間に被保険者期間が6か月以上ある場合は新たな受給資格を得ます。

2. 新たな受給資格を得られなかった場合

- (1) 「所定給付日数」分の基本手当を受給する前に、「支給残日数」を残して) 就職した後、受給期間内に再び離職したときは、受給期間が満了するまでの間に、「支給残日数」の範囲内で「基本手当」を受給することができます。

☆ 就職に際し「就業促進手当」(22ページ以降参照)を受給したときは、その支給日数分[※]は、すでに「基本手当」が支給されたものとして計算されます。

※ 「就業手当」の支給日数⇒就業手当が支給された日数
「再就職手当」の支給日数
⇒再就職手当支給額÷基本手当日額(年齢による上限額有)

「就業促進定着手当」の支給日数
⇒就業促進定着手当支給額÷基本手当日額(年齢による上限額有)

※ 基本手当日額は、毎年8月1日以降に変更されることがあります。(4ページ参照)

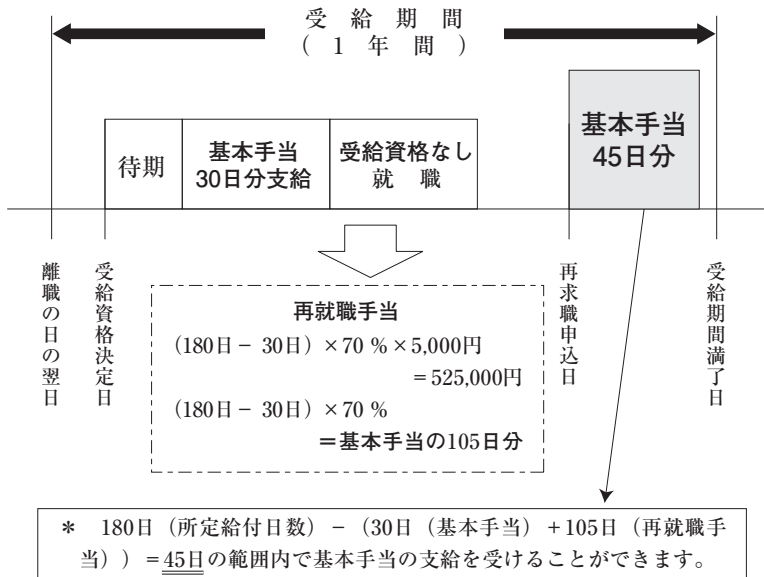
- (2) 再び基本手当の支給を受けるには、離職後速やかに、ハローワークで再度求職の申込みをしてください。

「受給資格者証」と「離職票又は資格喪失確認通知書」

〔※ 雇用保険に加入していなかった場合には、「離職票又は資格喪失確認通知書」の代わりに「退職証明書」(64ページ)〕

- ☆ 再度求職の申込みをした日から基本手当の支給対象となります。
- ☆ 「待期」や「給付制限」が満了していない場合は「待期」や「給付制限」の経過後から基本手当の支給の対象となります。
(9～10ページ参照)

例) 受給中に再就職し、再就職手当の支給を受けた後に離職した場合。(基本手当日額5,000円、所定給付日数180日)

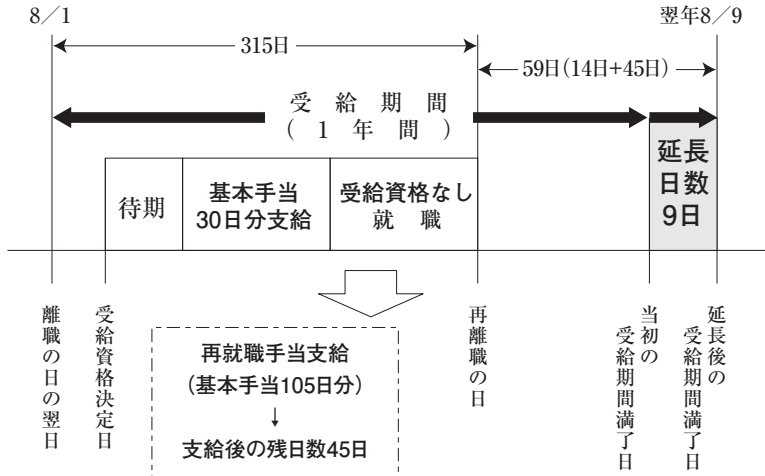


(3) 「再就職手当」の支給を受けた後、直前の受給資格に係る受給期間内に倒産解雇等の理由により離職した場合には、当初の受給期間に加えて、以下の期間が延長されます。

- ☆ 延長される期間 (+1年間が受給期間になります。)

$$\left(\begin{array}{l} \text{受給資格に係る離職日の翌日} \\ \text{から再離職までの期間} \end{array} \right) + 14日 + \left(\begin{array}{l} \text{再就職手当} \\ \text{支給後の残日数} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{当初の受給期間} \\ \text{(1年間)} \end{array} \right)$$

例) 基本手当30日分の支給後に再就職し、再就職手当の支給を受けた後離職した場合。(所定給付日数180日)



* 315日(受給資格に係る離職日の翌日から再離職の日) + 14日 + 45日(再就職手当支給後の残日数※) - 365日(当初の受給期間) = 9日が延長されます。(※就業促進定着手当を受給した場合は、支給したとみなされた日数を差し引く。)

(4) 受給中に、安定した職業に就いた方が、以下の理由で「再就職手当」・「常用就職支度手当」のいずれも受けずに、その後離職した場合には、さかのぼって就業手当の申請ができる場合があります。

- ・ 過去3年以内の就職について、「再就職手当」、「常用就職支度手当」の支給を受けていたため

☆ 当初の受給期間内に離職し、なおかつその受給期間内に来所することが必要です。

☆ 再度離職された場合には、速やかにハローワークにご連絡ください。

7. 移転費とは

受給資格者の方がハローワークや職業紹介事業者等の紹介した職業に就くため、又はハローワークの所長の指示した公共職業訓練等を受講するため、その住居所を変更する場合であって、ハローワークの所長が必要であると認めたときに支給されます。

移転費を受給できる方は以下の方となります。

基本手当の受給資格者の方がハローワークや職業紹介事業者等の紹介した職業に就くため、又はハローワークの所長の指示した訓練を受けるため、その住居所を変更する場合で、次の(イ)、(ロ)のいずれにも該当する方。(※オンライン自主応募は、ハローワークの紹介に該当しません。)

(イ) 待期又は給付制限（法第32条第1項、第2項又は第52条第1項の規定による給付制限に限る。）の期間が経過した後に就職し、又は訓練等を受けることとなった場合であって、管轄のハローワークの所長が住居所の変更を必要と認めた場合。

なお、次のいずれかに該当する場合には、住居所を変更する必要があると認められるものとして取り扱います。

i) 通常の交通機関を利用し、又は通常の交通の用具を使用して通勤（所）するための往復所要時間が4時間以上であるとき

ii) 交通機関の始（終）発等の便が悪く、通勤（所）に著しい障害を与えるとき

iii) 就職先の事業所又は訓練等を受講する訓練施設の特殊性又は事業主の要求によって移転を余儀なくされる時

(ロ) 当該就職又は公共職業訓練等の受講について、就職準備金その他移転に要する費用が就職先の事業主、公共職業訓練等の施設の長その他の者から支給されないとき、又はその支給額が移転費の額に満たない方。

なお、上記(イ)、(ロ)に該当する場合であっても、就職先の雇用期間が1年未満の場合や循環的に雇用されることが慣行となっている方が離職前と同様の状態で再雇用された場合等については、移転費は支給されません。

(申請の手続き等については、職員までお尋ねください。)

8. 求職活動支援費とは

- ・以下の3種類に分けられます。

[広域求職活動費]

受給資格者の方がハローワークの紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする場合であって、ハローワークの所長が必要であると認めたときに、支給されます。(※オンライン自主応募は、ハローワークの紹介に該当しません。)

なお、「広範囲の地域にわたる求職活動」とは、安定所の紹介により受給資格者が管轄安定所の管轄区域外に所在する求人者の事業所を訪問し、当該事業所へ就職するか否かを決定するために、求人者に面接したり、事業所の状況を実見したりすることをいいます。

[短期訓練受講費]

受給資格者がハローワークの職業指導により再就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練を受け、当該短期訓練を終了した場合において、当該短期訓練の受講のために支払った費用について教育訓練給付金の支給を受けておらず、ハローワークの所長が必要であると認めたときに、支給されます。

[求職活動関係役務利用費]

受給資格者が求人者との面接等をしたたり、教育訓練を受講するため、その子に関して保育等サービスを利用する場合に支給されます。

(申請手続き等、詳細については職員までお尋ねください。)

Ⅲ 受給中に職業に就くことができなくなった場合について

1. 受給期間の延長とは

1. 「受給期間」は、原則として離職した日の翌日から1年間（所定給付日数330日の方は1年と30日、360日の方は1年と60日）ですが、この期間中に次に掲げる理由により引き続き30日以上職業に就くことができない状態があるときは、その間は失業給付の対象とはなりません、その「**職業に就くことができない日数**」を受給期間に加えることができます。

これを「**受給期間の延長**」といい、受給期間に加えることができる日数は**最大限3年間**です。

なお、所定給付日数330日及び360日の方が延長できる期間は、それぞれ最大限3年-30日及び3年-60日となります。（2か月又は3か月の「給付制限」を受ける場合は、さらに8ページ（注）1の期間を加えた期間となります。）

(1) 病気・けが（不妊治療を含む）

(2) 妊娠

(3) 出産

(4) 育児（3歳未満）

(5) 親族の看護（6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族）

(6) 事業主の命令による配偶者の海外勤務に同行

(7) 青年海外協力隊など公的機関が行なう海外技術指導による海外派遣 [派遣前の訓練（研修）を含む]

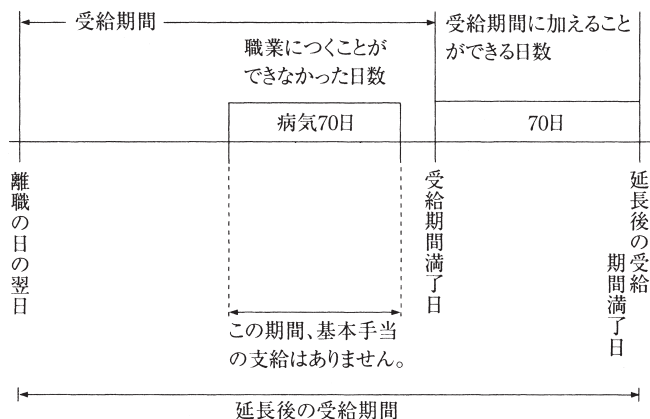


2. この取扱いを希望するときは、**職業に就くことができなくなった状態が引き続いて30日以上となったとき、30日目の翌日から早期に「受給期間延長申請書」に「受給資格者証」及び受給期間延長の理由を証明するものを添えてハローワークへ提出してください。**

この場合、代理人又は郵送により申請することもできますが、代理人の場合は委任状が必要です。

※ 申請期間については、受給資格に係る離職の日の翌日から起算して4年を経過

する日までの間（延長後の受給期間が4年に満たない場合は当該期間の最後の日までの間）ですが、受給期間延長の申請が遅い場合は、受給期間延長を行っても基本手当の所定給付日数の全てを受給できない可能性がありますので、30日以上職業に就くことができなくなった場合には、できるだけ早期に延長の申請をお願いします。



2. 傷病手当とは

1. ハローワークに求職申込みをした後、病気やけがにより、「**引き続き15日以上職業に就くことができなくなったとき**」には、「基本手当」にかえて「**傷病手当**」が支給されます。（待期期間中及び給付制限期間中は支給されません。）

ただし、同一の病気やけがに対して、健康保険法による傷病手当金や労災保険法による休業補償給付等の支給を受けることができない場合に限ります。

2. 「傷病手当」の支給申請は、**病気またはけがが治った後の最初の「認定日」**までに、「傷病手当支給申請書」に「受給資格者証」を添えて行ってください。

なお、傷病手当支給申請書には、診療担当医師の証明が必要です。

3. 病気またはけがのため、長期間（15日以上）ハローワークへ来ることができないときは、電話又は代理人でも結構ですから**早めにハローワークへ連絡のうえ指示を受けてください。**

Ⅳ 不正受給について

1. 不正受給とは

失業給付の支給を受ける手続きの中で、次に掲げるような不正手段や偽りの申告を行った場合には、実際に支給を受ける前であっても、また、いかなる動機にもかかわらず、「不正受給」として厳しい処分が行われます。

- (1) 離職票、その他各種証明書及び支給申請書などの内容を偽って記載し、または改ざんしたものを使用したとき。
- (2) 「受給資格者証」を他人に譲り渡したり、他人に失業の認定を受けさせたとき。
- (3) 労災保険による休業補償給付や健康保険の傷病手当金などを受給しているにもかかわらず、その事実を届け出なかったとき。
- (4) 失業認定申告書に次のような偽りの申告を行ったとき。

ア. 就職や就労（パートタイマー、アルバイト、派遣就業、見習・試用期間、研修期間、臨時雇用、日々雇用などを含む。）した場合、その事実を申告しないとき、また採用年月日を偽って申告したとき。

なお、この場合、すでに収入を得ているかどうかは問いません。

イ. 就職していないにもかかわらず、就職したと偽って申告をしたり、事実と異なる内容の「再就職手当」等の申請をしたとき。

ウ. 自営（準備期間を含み、収入を得ているかどうかは問いません。）や請負をはじめているにもかかわらず、その事実を申告しなかったとき。

エ. 会社の役員に就任（名義だけの場合も含みます。）しているにもかかわらず、その事実を申告しなかったとき。

オ. 内職や手伝いをした事実及びその収入を申告しなかったとき。

なお、まだ収入を得ていない場合でも、内職などを行った事実は申告しなければなりません。

カ. 求職活動の実績がないにもかかわらず、その実績について事実と異なる申告をしたとき。

(求職活動の実績については、利用した機関等へ問い合わせ等により事実確認を行うことがあります。)

以上のように、失業認定申告書などハローワークに提出する書類には、事実をありのまま記入してください。

なお、不正受給とならないためにも、申告内容について少しでもわからないことがあるときは、ハローワークの職員にお尋ねください。

不正受給の動機は

- 見つからなければ…
- 一日ぐらいだから…
- 試用期間中だったから…
- 研修期間中だったから…
- 短時間のパートタイムだったから…
- アルバイトのつもりだったから…
- 働いてもお金をもらっていないから…

などが目立ちます

不正受給は必ず発見されます

- コンピューターシステムによる発見
- ハローワークの事業所調査や家庭訪問などによる発見
- 投書や電話などの通報による発見

偽りの申告など不正受給の疑いがある場合には、ハローワークによる調査が就職先の事業所等に対して行われます。

－申告は 正しくもれなく ありのまま－

2. 不正受給の処分は

不正な手段または偽りの申告により、「基本手当」やその他の給付を受け、または受けようとしたときは、次に掲げる(1)～(3)の処分が行われます。

なお、この処分を受けた場合には、雇用保険の加入期間は通算されません。

(1) 支給停止

不正を行った日以降一切の支給はされません。

(2) 返還命令

不正に受給した金額については、**全額返還を命じ、即刻返還**していただくことになります。

(3) 納付命令

不正に受給した金額の**2倍の額の納付を命じ、即刻納付**していただくことになります。

したがって、**不正に受給した金額の3倍の金額を返還**することになります。

なお、返還及び納付を命じた額に**延滞金**も加算されます。

また、次の処分が行われることもあります。

(4) 財産差押え

返還または納付しないときは、**財産の差押え**も行われます。

(5) 刑罰

不正の内容が悪質な場合は、**詐欺罪**として告発されることもあります。

V その他の制度、手続きについて

1. 教育訓練給付制度

I. 「一般教育訓練」に関する教育訓練給付金制度とは・・・

働く人の主体的な能力開発の取組を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者等（在職者）または一般被保険者等であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する一般教育訓練を受講し修了した場合、本人自らが教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合（20％）に相当する額（上限10万円）をハローワークから支給します。

II. 「特定一般教育訓練」に関する教育訓練給付金制度とは・・・

働く人の早期のキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者等（在職者）または一般被保険者等であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する特定一般教育訓練を受講し修了した場合、本人自らが教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合（40％）に相当する額（上限20万円）をハローワークから支給します。

III. 「専門実践教育訓練」での教育訓練給付金制度とは・・・

働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者等（在職者）または一般被保険者等であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講（修了）した場合、本人自らが教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合（50％～70％）に相当する額（上限年間40万～56万円）をハローワークから支給します。

IV. 「専門実践教育訓練」での教育訓練支援給付金とは・・・

専門実践教育訓練の教育訓練給付金を受給される方のうち、昼間通学制の専門実践教育訓練を受講しているなど、一定の要件（受講開始時に45歳未満等）を満たした方が失業状態にある場合に、訓練受講をさらに支援するため、雇用保険の基本手当の80％に相当する額をハローワークから支給する制度です。

例えばこんな講座が・・・

一般教育訓練制度では、情報処理技術者資格、簿記検定、介護職員初任者研修修了などを旨とする講座など、働く人の職業能力アップを支援する多彩な講座が指定されています。

特定一般教育訓練制度では、普通自動車第二種免許、中・大型自動車一種・二種免許、玉掛け・フォークリフト運転、けん引免許など、早期のキャリア形成を支援する講座が指定されています。

専門実践教育訓練制度では、業務独占資格・名称独占資格の取得を目的とする講座、専門学校での職業実践専門課程、専門職大学院など、中長期的なキャリア形成を支援する講座が指定されています。

ハローワークでも閲覧できるほか、インターネットの厚生労働省ホームページでもご覧になれます。

支給要件、支給額等の詳細につきましては、職員までお尋ねください。

2. 高年齢雇用継続給付とは

60歳以上65歳未満の高年齢者で、雇用保険の加入期間が5年以上ある場合、各月に支払われた賃金の額が60歳時点の賃金額の75%未満の賃金で雇用されているときに支給されます。

給付の種類は、失業給付を受給せずに雇用を継続する方に対して支給する「高年齢雇用継続基本給付金」と、失業給付を受給し、再就職した時点での基本手当の支給残日数が100日以上の方に対して支給する「高年齢再就職給付金」の2つの給付があります。（ただし、「再就職手当」の支給を受けた方は、「高年齢再就職給付金」は支給されません。）

3. 公共職業訓練などを受講する場合には

1. ハローワークで行う「職業相談」のなかで、再就職するために公共職業訓練などを受講する必要があると認めたときは、ハローワークがこれを指示することがあります（受講指示）。ただし、入校日において一定の残日数（離職理由や所定給付日数により異なります）があることが必要です。
2. 「受講指示」により職業訓練を受ける場合には、訓練期間中に所定給付日数分の支給が終了しても、訓練が終了する日まで引き続き基本手当が支給されるほかに、訓練受講に要する費用として、「受講手当」、「通所手当」などが支給されます。

3. 離職理由による給付制限を受ける場合であっても、「受講指示」により公共職業訓練等を受ける日以降、給付制限が解除され基本手当が支給されます。
4. 訓練受講修了日等において、一定の要件に該当される場合には、訓練終了後の期間について最大30日基本手当が延長して給付される可能性があります。
延長して給付を受けた場合は、個別延長給付の支給は受けられません。

「受講指示」の要件や職業訓練の詳細については、職業訓練窓口でお尋ねください。

4. 紹介拒否などによる給付制限とは

正当な理由がないにもかかわらず、ハローワークが紹介する職業に就くこと、または指示した公共職業訓練を受けることを拒んだり（途中退校を含む）、ハローワークが行う職業指導を受けることを拒んだときは、その日から1か月間「基本手当」は支給されません。

5. 住所、氏名を変更するときは

住所、氏名を変更された場合、失業の認定及び基本手当の支給が行えないことがありますので必ず事前に申し出てください。

なお、必要な書類及びその手続き等については50ページを参照してください。

6. 受給中に本人が亡くなられたときは

1. 受給中に受給資格者本人が亡くなられたときは、当該受給者と死亡当時生計を同じくしていた遺族の方が、死亡の前日までの「失業の認定」を受けることができます。
2. 未支給失業等給付を受けるためには、当該受給資格者が死亡した日の翌日から起算して6か月以内に請求をしなければなりません。
3. 未支給失業等給付を受けようとする方について、本人確認・個人番号の確認が必要となります。
4. 代理人による場合は、代理人の身元確認資料及び委任状が必要となります。

確認・添付資料等はハローワークへお問い合わせください。

7. 雇用保険審査制度について

1. ハローワーク等が行った失業給付に関する処分に疑問等が生じた場合は、まずハローワーク等の窓口で処分の内容について十分説明を受けてください。

その結果、なお不服がある場合は、その処分があったことを知った日の翌日から3か月以内に、東京労働局雇用保険審査官に審査を申し出ることができます。これを「審査請求」といいます。

審査官は、ハローワーク等が行った処分が、雇用保険法や業務取扱要領に基づいて行われているかどうかを審査します。（したがって、雇用保険制度（雇用保険法や業務取扱要領に対する不服）については、審査を行いません。）

2. この「審査請求」は、ハローワークを通じ、または直接「雇用保険審査官」に申し出てください。

所在地 〒102-8305

千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎12階

電話 03 (3512) 1668

雇用保険法第69条第1項の処分について

- 1 雇用保険法第69条第1項に規定する「雇用保険法第9条の規定による確認、失業等給付に関する処分又は雇用保険法第10条の4第1項の規定による処分」（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に本件処分を行った公共職業安定所を管轄する都道府県労働局の雇用保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。
- 2 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日（審査官が受理した日をいう。）の翌日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。
- 3 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての審査請求に対する決定があったことを知った日から起算して6か月以内に提起することができます（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。ただし、審査請求をした日（審査官が受理した日をいう。）の翌日から3か月を経過しても決定がない場合は、決定を経ないで取消訴訟を提起することができます。

主な手続き一覧

以下の手続きをする場合には、受給資格者証をあわせて提出してください。

手続きを必要とするとき	手続きの期限	提出する書類	添付書類及び証明者	本文説明箇所
病気、けが、妊娠、出産、育児、親族の看護のため、受給期間を延長しよとするとき	職業に就くことができなくなった期間が30日を超えるに至った日の翌日から早期に申請	受給期間延長申請書	母子手帳、診断書等	41ページ 1. 受給期間の延長とは
早期に再就職したとき	就職した日の翌日から1か月以内	再就職手当支給申請書	就職先事業主	23ページ 2. 再就職手当とは
就職したとき	採用日以後に指定されている「認定日」の次の「認定日」の前日まで	採用証明書	就職先事業主	22ページ 1. 就職したときの手続きは
住所、氏名を変更したとき	次の認定日まで（他のハローワークへ移転するときは事前に）	受給資格者住所・氏名変更届	住民票等	48ページ 6. 住所、氏名を変更するときは
15日以上病気、けがで働けないとき	治った直後の認定日まで	傷病手当支給申請書	診療担当医師	42ページ 2. 傷病手当とは
障害者などがハローワークの紹介で就職したとき	就職した日の翌日から1か月以内	常用就職支度手当支給申請書	就職先事業主	34ページ 5. 常用就職支度手当とは
死亡した受給資格者にかわって遺族が受給しようとするとき	死亡した日の翌日から6か月以内	未支給失業等給付請求書	死亡診断書、故人との関係のわかる住民票等	48ページ 7. 受給中に本人が亡くなったときは

受給資格者証(見本)

雇用保険受給資格者証

元号コード
1. 明治
2. 大正
3. 昭和
4. 平成

失業認定申告書に記入する番号です。また、電話などでハローワークへ連絡する場合にも、この番号が必要となります。
・上5桁分はハローワークの番号です。
・その次の2ケタから後があなたの自身の番号です。

1. 支給番号	2. 氏名
130XX-**-000124-1	トウキョウ ハナコ
3. 被保険者番号	7. 求職番号
1312-612**1-3	01234173
あなたの住所または居所を記入してください。	5. 離職時年齢
	79
あなたの指定した記号(口座)番号—金融機関名—支店名が表示されます。	8. 住所又は居所
	9. 支払方法(記号(口座)番号—金融機関名—支店名)

10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由
Y90401	290331	22
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額	15. 給付制限
	6,6YY	
16. 求職申込年月日	17. 認定日	18. 受給期間満了年月日
290403	3型—木	300331
19. 基本手当日額	20. 所定給付日数	21. 通算被保険者期間
4,6YY	90	
4ページ参照	22. 離職前事業所名	5~6ページ参照
23. 再就職手当支給歴	24. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村)	

離職理由(受給資格決定にかかわらず離職年月日が平成21年3月31日以後の場合)	
11. 解雇(12、50以外。3年以上雇止め通知なし含む。)	31. 解雇、雇用調整、労働条件違ひ、賃金不払い、低下、基準・安衛法違反 不適配置転換、嫌がらせ、退職勧奨、休業、法令違反
12. 事業継続不能解雇	32. 事業所移転
21. 特定雇止め(3年以上雇止め通知あり)	33. 正当理由による自己都合退職(34除く)
22. 特定雇止め(3年未満更新明示あり)	34. (被保険者期間 0~120)正当理由による自己都合退職
23. 特定理由前満了(3年未満更新明示なし)	40. 正当理由のない自己都合退職(受給資格決定にかかわらず)
24. 期間満了	45. 正当理由のない自己都合退職(40以外)
25. 定年、移籍出向	50. 被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇(受給資格決定にかかわらず)
	55. 被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇(50以外)

[裏面]

あなたの支給番号と氏名を記入してください。

支給番号

氏名

「290410-0422」、「13」とは、認定期間とその間の支給日数です。

(離職理由40、50、45、55以外の場合)

処 理 状 況						
行数	処理月日	認定(支給)期間	日数	種 類	支給金額	残日数 備 考
1		待期満了	待期満了日	290409		
2		290410-0422	13	基本手当	¥60,385	77
3					次回認定日	5月21日
4				⋮		
5				残1/3到達予定日	〇月〇日	残っている支給日数

(離職理由40、50、45、55の場合)

処 理 状 況						
行数	処理月日	認定(支給)期間	日数	種 類	支給金額	残日数 備 考
1		待期満了	待期満了日	290409		
2		給付制限期間		290410-0709	離職理由 40	
3						
4					次回認定日	7月16日
5						

就業手当・再就職手当の支給要件を満たす期限の目安です。

「290410-0709」とは、給付制限を受けた方にのみに表示され、この期間は支給されません。

失業認定申告書

(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

※ 帳票種別 11203

1 失業の認定を受けようとする期間中に、就職、就労又は内職・手伝いをしましたか。 (ア) <input checked="" type="radio"/> した (イ) <input type="radio"/> しない	4	1	2	3	4	5	6	7	5	1	2	3	4	5	6	7	
	8	9	10	11	12	13	14	8		9	10	11	12	13	14		
	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	29	30	31					29	30	31							

2 内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあった日、その額(何日分)などを記入してください。	収入のあった日	5	5	5	6,000	円	何日分の収入か	3	日分
	収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分		
	収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分		

3 失業の認定を受けようとする期間中に、求職活動をしましたか。

(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。

求職活動の方法	活動日	利用した機関の名称	求職活動の内容
(ア) 公共職業安定所又は地方運輸局による職業相談、職業紹介等	4/20	ハローワーク00	職業相談の結果、〇〇商事(株)の紹介を受けて5/8に面接し、6/1より採用
(イ) 民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等			
(ウ) 労働者派遣機関による派遣就業相談等	4/24	東京都〇〇局 〇〇部 TEL5321-XXXX	〇〇業に業種転換するためのセミナー受書
(エ) 公的機関等による職業相談等			

(2) (1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してください。

事業所名、部署	応募日	応募方法	職種	応募したきっかけ	応募の結果
〇〇ゼビス(株) 営業部 (電話番号 3818-XXXX)	4/22	X-11	営業	(ア) 知人の紹介 (イ) 新聞広告 (ウ) 就職情報誌 (オ) インターネット (オ) その他	4/5に面接を受けたが 4/8に不採用
(株)〇〇運送 人事部 (電話番号 5684-XXXX)	4/25	書類送付	営業	(ア) 知人の紹介 (イ) 新聞広告 (ウ) 就職情報誌 (オ) インターネット (オ) その他	書類選考で4/2に 不採用通知

イ 求職活動をしなかった
(その理由を具体的に記載してください。)

4 今、公共職業安定所又は地方運輸局から自分に適した仕事を紹介されれば、すぐに応じられますか。

ア 応じられる
イに〇印をした人は、すぐに応じられない理由を第2面の注意の8の中から選んで、その記号を〇で囲んでください。

① 応じられない (ア) (イ) (ウ) (エ) (オ)

5 就職もしくは自営した人又はその予定のある人が記入してください。

(ア) 就職
6月1日より就職(予定)

(イ) 自営
月 日より自営業開始(予定)

(ウ) 公共職業安定所又は地方運輸局紹介
(2) 職業紹介事業者紹介
(2) 自己就職

(就職先事業所)
事業所名 (〇〇商事(株))
所在地 (〒 108-XXXX 港区△△1-1-1)
電話番号 (03-3412-XXXX)

雇用保険法施行規則第22条第1項の規定により上記のとおり申告します。
 令和〇〇年 5月XX日
 (この申告書を提出する日) 公共職業安定所長 殿
 受給資格者氏名 東京 花子
 支給番号 (130XX-**-000124-1)

※公共職業安定所又は地方運輸局記載欄	1. 支給番号	2. 未支給区分	3. 待期満了年月日	4. 支給期間	5. 内職又は手伝いによる収入	6. 基本手当支給日数	7. 就業手当支給日数	8. 就業手当に相当する特別給付支給日数	9. 就職年月日一経路
--------------------	---------	----------	------------	---------	-----------------	-------------	-------------	----------------------	-------------

次回認定日・時間 5月 日 9時から 9:30時まで	認定対象期間 月 日～ 月 日	※連絡事項
----------------------------------	-----------------	-------

備考	取扱者印	操作者印
----	------	------

〇を打つ必要のあるものを〇を打つて、必要のないものを記入してください。

◎ 失業認定申告書は、ありのままを正しく申告しましょう。

※ 記入する際には、黒のボールペンか万年筆で書いてください。
なお、訂正する場合は必ず訂正印を押印してください。

◆1 欄 失業の認定を受けようとする期間中に、就職、就労、内職又は手伝いをした場合は、『アした』に○印をつけてください。

☆ 失業の認定を受けようとする期間中に…とは、前回の認定日から今回の認定日の前日までを言います。

☆ 就職又は就労をした日…とは、原則として1日の労働時間が4時間以上のもので、就職、就労（パート、アルバイト、日雇、試用、見習、講習、研修期間も含む）した場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合などおおよそ職業として認められるものに就いた場合はカレンダーに○印をつけてください。

☆ 内職又は手伝いをした日…とは、原則として1日の労働時間が4時間未満のもので、どんな内職であってもそれをしたとき、他人の仕事の手伝いをしたときは、カレンダーに×印をつけてください。

また、賃金の支払がない場合、収入がない場合であっても申告してください。

◆2 欄 内職又は手伝いをして収入があった場合には記入してください。

◆3 欄 求職活動の状況を具体的に記載してください。

☆ (1) 欄には、(ア)～(エ)により求職活動を行った場合に、該当するものに○印をつけ、「活動日」「利用した機関の名称」及び「求職活動の内容」を具体的に記載してください。

(例えば、「ハローワークで職業相談の結果、△△株式会社に紹介され、○月○日採用面接を受け、現在、その採否通知待ち」等その状況をできるだけ詳しく記載してください。)

なお、(イ)～(エ)の民間職業紹介機関、労働者派遣機関、公的機関等を利用した場合には、「利用した機関の名称」欄に機関の名称のほか、その機関の電話番号をあわせて記載してください。

※ ハローワークの紹介窓口において、「求職活動計画」の交付を受けた方は、その計画に沿って行った求職活動の内容を記載してください。

☆ (2) 欄には、(1) 欄の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合に記載してください。

・「事業所名、部署」欄には応募した事業所名及び部署名のほか、その部署名の電話番号をあわせて記載してください。

・「応募の方法」欄には、書類の郵送、直接の訪問など求人に応募した方法を具体的に記載してください。

・「応募の結果」欄には、例えば、「現在、採否結果待ち、(○月○日採否結果通知予定)」、「○月○日採用(不採用)通知あり」など、その状況を具体的に記載してください。

◆4 欄 ハローワークの職業紹介に応じられる場合は、『ア 応じられる』に○印をつけてください。

応じられない場合は、『イ 応じられない』に○印をつけ、その理由を裏面の8の(ア)～(オ)から選んで○印をつけてください。

◆5 欄 就職(自営を含む)が決定・予定している場合には、具体的に記載してください。(見習、試用期間がある場合には、その初日を記載してください。)

* 失業認定を受ける年月日、氏名、支給番号を記入してください。

* ※欄は記入しないでください。

国民健康保険料（税）の軽減について

“倒産・解雇などによる離職”（特定受給資格者）や“雇い止めなどによる離職”（特定理由離職者）をされた方の国民健康保険料（税）が軽減されます。

◆対象者

離職日の翌日から翌年度末までの期間において、

- (1) 雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇などによる離職）
- (2) 雇用保険の特定理由離職者（例：雇い止めなどによる離職）
として求職者給付（基本手当等）を受ける方です。

※雇用保険受給資格者証の離職理由が11,12,21,22,31,32,23,33,34に該当される方

◆軽減額

国民健康保険料(税)は、前年の所得などにより算定されます。
軽減は、前年の給与所得をその $\frac{30}{100}$ とみなして行います。

※具体的な軽減額などは、市町村にお問い合わせください。

◆軽減期間

離職日の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の求職者給付（基本手当等）を受ける期間とは異なります。

※届出が遅れても遡及して軽減を受けることができます。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。



軽減を受けるには届出が必要です。制度の詳しい説明は、お住まいの市町村の国民健康保険担当にお尋ねください。

傷 病 証 明 書

氏 名	(歳)	支 給 番 号	
住 所			
傷病の状態名称 及びその程度			
初 診 年 月 日	令和 年 月 日	治 癒 年 月 日	令和 年 月 日
傷病のため職業 に就くことがで きなかつたと認 められる期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		日間

上記の記載事実に誤りのないことを証明します。

令和 年 月 日

所 在 地
医 師 氏 名

(印)

電 話 ()

公共職業安定所長 殿

----- 下記は記入しないでください。 -----

受 付 年 月 日	令和 年 月 日	受 付 番 号	
支 給 番 号		認 定 日	—

課 長		係 長	
		係	

就 労 証 明 書

氏 名	(歳)	支 給 番 号	
住 所			
就 労 期 間	自 令 和 年 月 日 至 令 和 年 月 日		
断続して就労した 場合の 就 労 日			

上記の記載事実に誤りのないことを証明します。

令和 年 月 日

所 在 地

事 業 所 名 称

代 表 者 名

⑩

電 話 ()

公共職業安定所長 殿

----- 下記は記入しないでください。 -----

受 付 年 月 日	令 和 年 月 日	受 付 番 号	
支 給 番 号		認 定 日	—

課 長		係 長		係	
--------	--	--------	--	---	--

事 故 証 明 書

氏 名	(歳)	支 給 番 号	
住 所			
天災または避ける ことのできなかつ た 事 故 の 内 容			
上記理由のため ハローワークに 来所できなかつ た期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		

上記の記載事実に誤りのないことを証明します。

令和 年 月 日

居住地の官公署等
の所在地及び名称

印

電話 ()

公共職業安定所長 殿

----- 下記は記入しないでください。 -----

受 付 年 月 日	令和 年 月 日	受 付 番 号	
支 給 番 号		認 定 日	—

課 長		係 長		係	
--------	--	--------	--	---	--

面 接 証 明 書

氏 名	(歳)	支 給 番 号	
住 所			
面 接 年 月 日 (時 間)	自 令和 年 月 日	午 前	時
	至 令和 年 月 日	午 後	時

上記の記載事実に誤りのないことを証明します。

令和 年 月 日

所 在 地

事 業 所 名 称

代 表 者 名

(印)

電 話 ()

公共職業安定所長 殿

----- 下記は記入しないでください。 -----

受 付 年 月 日	令和 年 月 日	受 付 番 号	
支 給 番 号		認 定 日	—

課 長		係 長	
		係	

退 職 証 明 書

氏 名	(歳)	支 給 番 号	
住 所			
退 職 年 月 日	令 和 年 月 日		
退 職 理 由			

上記の記載事実に誤りのないことを証明します。

令和 年 月 日

所 在 地

事 業 所 名 称

代 表 者 名

⑩

電 話 ()

公共職業安定所長 殿

----- 下記は記入しないでください。 -----

受 付 年 月 日	令 和 年 月 日	受 付 番 号	
支 給 番 号		認 定 日	—

課 長		係 長		係	
--------	--	--------	--	---	--

令和4・5年 認定カレンダー

あなたの認定日・職業相談日に印をつけましょう。

あなたの認定日は

週型 曜日

型	—	曜日
---	---	----

です。

	週型	日	月	火	水	木	金	土		週型	日	月	火	水	木	金	土		週型	日	月	火	水	木	金	土	
4年1月	4	①	7	2	1	②	5年1月	1	①	②	③	4	5	6	⑦	
	1	②	③	4	5	6	7	⑧		3	③	4	5	6	7	8	⑨		2	⑧	⑨	10	11	12	13	⑭	
	2	⑨	⑩	11	12	13	14	⑮		4	⑩	11	12	13	14	15	⑯		3	⑮	16	17	18	19	20	⑰	
	3	⑯	20	21	22	23	24	⑳		1	⑰	⑱	20	21	22	⑳	㉑		4	㉑	23	24	25	26	27	⑳	
	4	㉒	24	25	26	27	28	㉓		2	㉒	24	25	26	27	28	29		⑳	1	㉒	30	31
	1	㉔	31		3	㉔
2	1	1	2	3	4	⑤	8	3	...	1	2	3	4	5	⑥	2	1	1	2	3	④	
	2	⑥	7	8	9	10	⑪	⑫		4	⑦	8	9	10	⑪	⑫	⑬		2	⑤	6	7	8	9	10	⑪	
	3	⑬	14	15	16	17	18	⑱		1	⑭	15	16	17	18	⑱	⑲		3	⑫	13	14	15	16	17	⑱	
	4	⑳	21	22	㉒	24	25	㉔		2	㉑	22	23	24	25	26	㉗		4	⑲	20	21	22	㉒	24	㉔	
	1	㉕	28		3	㉕	29	30	31	1	㉖	27	28

3	1	1	2	3	4	⑤	9	3	1	2	③	3	1	1	2	3	④	
	2	⑥	7	8	9	10	⑪	⑫		4	④	5	6	7	8	9	⑩		2	⑤	6	7	8	9	10	⑪	
	3	⑬	14	15	16	17	18	⑱		1	⑪	12	13	14	15	16	⑱		3	⑫	13	14	15	16	17	⑱	
	4	⑳	㉑	22	23	24	25	㉔		2	⑱	㉑	20	21	22	㉒	㉔		4	⑲	20	㉑	22	23	24	㉔	
	1	㉕	28	29	30	31		3	㉕	26	27	28	29	30	...		1	㉖	27	28	29	30	31	...	

4	1	1	②	10	3	①	4	1	①		
	2	③	4	5	6	7	8	⑨		4	②	3	4	5	6	7		⑧	2	②	3	4	5	6	7	⑧	
	3	⑩	11	12	13	14	15	⑯		1	⑨	⑩	11	12	13	14		⑮	3	⑨	10	11	12	13	14	⑮	
	4	⑰	18	19	20	21	22	㉒		2	⑰	18	19	20	21	㉒		4	⑯	17	18	19	20	21	㉒		
	1	㉓	24	25	26	27	28	㉕		3	㉓	24	25	26	27	28		㉕	1	㉓	24	25	26	27	28	㉕	
		4	㉖	31	2	㉖	
5	2	①	2	③	④	⑤	6	⑦	11	4	1	2	③	4	⑤	5	2	...	1	2	③	④	⑤	⑥	
	3	⑧	9	10	11	12	13	⑭		1	⑥	7	8	9	10	11	⑫		3	⑦	8	9	10	11	12	⑬	
	4	⑮	16	17	18	19	20	㉑		2	⑬	14	15	16	17	18	⑱		4	⑭	15	16	17	18	19	⑲	
	1	㉒	23	24	25	26	27	㉔		3	㉒	23	24	㉒	25	26	㉔		1	㉒	23	24	25	26	㉔		
	2	㉕	30	31		4	㉕	27	28	29	30		2	㉕	28	29	30	31	
	
6	2	1	2	3	④	12	4	1	2	③	6	2	1	2	③	
	3	⑤	6	7	8	9	10	⑪		1	④	5	6	7	8	9	⑩		3	④	5	6	7	8	9	⑩	
	4	⑫	13	14	15	16	17	⑱		2	⑫	13	14	15	16	⑱	4		⑫	13	14	15	16	⑱			
	1	⑲	20	21	22	23	24	㉔		3	⑱	20	21	22	23	㉔	1		⑱	20	21	22	23	㉔			
	2	㉕	26	27	28	29	30	...		4	㉕	26	27	28	㉕	㉗	2		㉕	26	27	28	29	30	...		
		

失業の申告は正しくしましょう。

(4年2月)

令和5・6年 認定カレンダー

あなたの認定日・職業相談日に印をつけましょう。

あなたの認定日は

週 型 曜日

型	—	曜日
---	---	----

です。

週型	日	月	火	水	木	金	土	週型	日	月	火	水	木	金	土	週型	日	月	火	水	木	金	土				
5年7月	2	①	6年1月	1	...	①	②	③	4	5	⑥	7	3	...	1	2	3	4	5	⑥		
	3	②	3	4	5	6	7		⑧	2	⑦	⑧	9	10	11	12		⑬	4	⑦	8	9	10	11	12	⑬	
	4	⑨	10	11	12	13	14		⑮	3	⑭	15	16	17	18	19		⑳	1	⑭	⑮	16	17	18	19	⑳	
	1	⑯	⑰	18	19	20	21		⑳	4	⑰	22	23	24	25	26		⑳	2	⑰	22	23	24	25	26	⑳	
	2	㉓	24	25	26	27	28		㉔	1	㉔	29	30	31	3	㉔	29	30	31	
	3	㉕	31	
	
8	3	1	2	3	④	2	1	1	2	③	8	3	1	2	③		
	4	⑥	7	8	9	10	⑪		⑫	2	④	5	6	7	8	9		⑩	4	④	5	6	7	8	9	⑩	
	1	⑬	14	15	16	17	18		⑰	⑱	3	⑪	⑫	13	14	15		16	⑰	1	⑪	⑫	13	14	15	16	⑰
	2	⑳	21	22	23	24	25		⑳	㉑	4	⑬	⑭	15	16	17		⑱	2	⑬	14	15	16	17	⑱	㉑	
	3	㉒	28	29	30	31	1	㉒	25	26	27	28	29		...	3	㉒	25	26	27	28	29	30	⑳
...			
9	3	1	②	3	1	1	②	9	4	①	2	3	4	5	6	⑦			
	4	③	4	5	6	7	8		⑨	2	③	4	5	6	7		8	⑨	1	⑧	9	10	11	12	13	⑭	
	1	⑩	11	12	13	14	15		⑮	3	⑩	11	12	13	14		15	⑮	2	⑮	⑰	17	18	19	20	⑳	
	2	⑰	⑱	19	20	21	22		⑳	4	⑰	18	19	⑳	21		22	⑳	3	⑳	㉑	24	25	26	27	⑳	
	3	㉒	25	26	27	28	29		⑳	1	㉒	24	25	26	27		28	29	⑳	4	㉒	30	
...	2	㉓				
10	4	1	2	3	4	5	⑥	4	2	...	1	2	3	4	5	⑥	10	4	1	2	3	4	⑤		
	1	⑧	⑨	10	11	12	13		⑭	3	⑦	8	9	10	11	12		⑬	1	⑥	7	8	9	10	11	⑫	
	2	⑮	16	17	18	19	20		⑰	4	⑭	15	16	17	18	19		⑳	2	⑬	⑭	15	16	17	18	⑰	
	3	⑳	23	24	25	26	27		⑳	1	㉑	22	23	24	25	26		⑳	3	㉑	21	22	23	24	25	⑳	
	4	㉒	30	31	2	㉒	28	29	30	4	㉒	28	29	30	31	
...				
11	4	1	2	③	④	5	2	1	2	③	④	11	4	1	②		
	1	⑤	6	7	8	9	10	⑪		3	⑤	⑥	7	8	9	10	⑪		1	③	④	5	6	7	8	⑨	
	2	⑫	13	14	15	16	17	⑱		4	⑫	13	14	15	16	17	⑱		2	⑩	11	12	13	14	15	⑮	
	3	⑳	20	21	22	⑳	24	⑳		1	⑲	20	21	22	23	24	⑳		3	⑰	18	19	20	21	22	⑳	
	4	㉒	27	28	29	30		2	㉒	26	27	28	29	30	31		...	4	㉒	25	26	27	28	29	⑳
...				
12	4	1	②	6	2	①	12	1	①	2	3	4	5	6	⑦			
	1	③	4	5	6	7	8		⑨	3	②	3	4	5	6		7	⑧	2	⑧	9	10	11	12	13	⑭	
	2	⑩	11	12	13	14	15		⑮	4	③	10	11	12	13		14	⑮	3	⑮	16	17	18	19	20	⑳	
	3	⑰	18	19	20	21	22		⑳	1	⑯	17	18	19	20		21	⑳	4	⑳	23	24	25	26	27	⑳	
	4	㉒	25	26	27	28	⑳		⑳	2	㉒	23	24	25	26		27	⑳	1	㉒	30	⑳	31	
	1	㉓	3	㉓	30	
週型	日	月	火	水	木	金	土	週型	日	月	火	水	木	金	土	週型	日	月	火	水	木	金	土				

失業の申告は正しくしましょう。